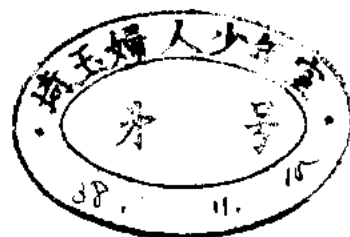


|    |   |  |
|----|---|--|
| 室長 | 係 |  |
|    |   |  |

婦人関係国際資料 No. 63



# 各国の相続法

国連報告書

労働省婦人少年局

## は し が き

本資料は国連婦人の地位委員会第16回会議に提出された資料E/ON.6/391と追加報告1(註)を訳出したものである。

序文中に説明のあるとおり、相続法の問題は婦人の地位委員会が私法上の婦人の地位に関する研究の一環としてとりあげたものであり、この報告書は、委員会の要請にもとづき国連事務総長が各国政府に質問書を送り寄せられた回答にもとづいて作成したものである。日本からの回答は労働省婦人少年局が作成にあたった。ここに報告書の全文を訳出して大方の御参考に供する次第である。

1963年9月

労働省婦人少年局

(註) この追加報告書は原文では独立の報告書となつてゐるが、ここでは便宜上各節またはその中の小見出しごとに切り離して、それぞれ本報告書の該当部分のあとに「追加」として付け加えた。

## 目 次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 序 言                                               | 1  |
| 第 1 章 無遺言相続                                       |    |
| 第 1 節 総論                                          | 2  |
| 第 2 節 無遺言相続における生存配偶者以外のものの相続権                     | 5  |
| 慣習法                                               | 7  |
| 半血血族関係の親族                                         | 8  |
| 婚姻外の子                                             | 11 |
| 第 3 節 生存配偶者の相続権                                   | 14 |
| グループ 1. 生存配偶者に特別の相続分を定めている国と地域                    | 14 |
| グループ 2. 生存配偶者が他の相続人と同順位になる国と地域                    | 17 |
| グループ 3. 生存配偶者が他の相続人より後順位となるか、もしくは相続人と<br>ならない国と地域 | 18 |
| 死亡配偶者の債務                                          | 20 |
| 寡婦産権、寡夫産権およびマール                                   | 20 |
| 夫婦の同時死亡                                           | 23 |
| 第 4 節 無遺言相続における離婚の効果                              | 25 |
| 第 5 節 婦人の相続法上の能力                                  | 27 |
| (a) 未婚婦人                                          | 27 |
| (b) 妻                                             | 27 |
| 第 6 節 課税                                          | 29 |
| 第 2 章 遺言相続                                        |    |
| 第 1 節 総論                                          | 30 |
| 第 2 節 婦人の遺言能力                                     | 31 |
| 婚姻前                                               | 31 |
| 婚姻後                                               | 32 |
| 第 3 節 遺言相続に関する権利と義務                               | 35 |
| 第 4 節 遺言による財産処分：制限と救済                             | 39 |
| グループ 1. 財産の一部について遺言処分に制限のある国と地域                   | 39 |
| グループ 2. 遺言の自由があるが配偶者と最近親者に救済のある<br>国と地域           | 43 |
| グループ 3. 遺言の自由があり、配偶者と最近親者に救済のない<br>国と地域           | 45 |
| 第 5 節 課税                                          | 46 |

## 序 言

1. 婦人の地位委員会は第 14 回会議において決議 10 (XIV) (I) を採択した。この決議は「家族法の分野において婦人の地位委員会が行なった研究の有用な結果」に注目し、この仕事は「まだ深く研究していない問題を検討することによつて」継続すべきであると信ずる旨をのべたのち、事務総長に対し「国連加盟国および専門機関と国際司法裁判所当事国政府に対して、婦人の地位に関係ある相続法についての質問書を送付し、もしできれば、第 16 回婦人の地位委員会に、これによつてえた資料にもとづいて報告書を提出するよう」要求するものであった。
2. 経済社会理事会第 30 回会議はこの決議に注目した。
3. 事務総長は婦人の地位委員会のこの要請にしたがい、国連加盟国および専門機関と国際司法裁判所当事国政府に対して、質問書を送付した。
4. 本報告書は婦人の地位委員会の上記決議にしたがつて提出するものである。これは、1961 年 11 月 30 日までに事務総長が入手した質問書回答にもとづいて作成された。
5. 回答を寄せたのは次の諸国である。アフガニスタン、オーストラリア、ブラジル、白ロシア、ソヴェト社会主義共和国、カメルーン、セイロン、チリ、中国、コスタリカ、サイプラス、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ドイツ連邦共和国、ホンジュラス、ハンガリー、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、オランダ領アンタル、ニュージーランド、ナイジェリア、ノールウエイ、パキスタン、ペルー、ポルトガル、サンマリノ、ソマリア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、ソヴェト社会主義共和国、ソ連、イギリス連合王国（英本国、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、ガーンジー、ジャージー、マン島に関する回答を含む。）
6. なお、イギリス政府からは次の諸地域に関する回答が寄せられた。——アデン、パルミューダ、英領ギアナ、英領ホンジュラス、英領北ボルネオ、ソロモン島英保護領、ブルネイ、ドミニカ、フオクランド島、ジブラルタル、ギルバート・エリス諸島、グレナダ、ホンコン、ジャマイカ、マルタ、モーリシアス、サラワク、セイシエルズ、シエラレオネ、シンガポール、セントヴァインセント、スウアジランド、タンガニカ、トンガ、トリニダッド、トバゴ、ザンチバル。
- （なお上記の日限以後に回答のあつた次の諸国が追加報告に含まれている。——カナダ、（ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、ノヴァスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、ケベック、サスカチエワンの各州）、フィンランド、イギリス（フィジー、ケニヤ）、アメリカ合衆国。）
7. 報告書は 2 章からなっている。第 1 章は無遺言相続について述べており、無遺言遺産に対する生存配偶者その他の者の相続権、離婚の効果、婦人の相続法上の能力、および課税の問題等を含む。第 2 章は遺言相続について述べており、婚姻前および婚姻後における遺言能力、遺言相続に関する権利と義務、遺言による財産処分に対する制限、相続から除外された配偶者、親族、最近親者に対する救済、および課税の問題等を含む。
8. 本報告書の資料はすべて政府から送られた情報にもとづくものである。

## 第1章 無遺言相続

### 第1節 総論

9. 死者が遺言をのこさなかったとき、あるいはその一部または全部が無効であるような遺言をのこしたとき、またはそれが財産の一部のみを処分するような遺言であつたときに、無遺言相続が行なわれる。以上のような場合に、法律は相続に関する一定の規則にしたがつて、無遺言遺産の承継を行なわせるのである。多くの法制では死者が遺言によつて然るべく財産処分をしなかつたときにはじめて無遺言相続が開始する。すなわち死者が多少とも有効な遺言をのこしたときは法律はその遺言をできるだけ尊重するよう努力する。しかし他の法制は制限付きの遺言能力のみを認める。すなわちこのような法制のもとでは、遺言によつて処分しうるのは遺産の一部のみでその他の部分は法律にしたがつて分配される。あるいはまた遺言によつて処分しうる財産の性質に制限がもうけられている。さらに他の法制においては遺言による処分という概念が存在しない。したがつてこれらの法制のもとではすべての遺産は無遺言遺産である。若干の法制は個人の財産所有権を認めず、すべての財産は共同体ないしは家族の所有に属する。したがつてその集団の一員が死亡によつて所有権の移転が行なわれることはなく、相続の問題もおこらない。

10. 無遺言相続に関する法律は成文法に含まれる場合もあるが、またコモン・ローの一部または集団の宗教法の一部となつている場合や、住民の慣習として守られている場合もある。これらの法律は、財産の取得権と所有権に関係し、また家族ないしは集団の成員間の関係とも関係があるので、必然的にその社会の型、歴史の方向および宗教的哲学的態度を反映する。婦人の地位との関連においてこれらの法律を検討するとき、これら諸要因の及ぼす影響を明らかにみることができる。

11. 遺産の分配をうける権利、相続財産に対する所有権、無遺言相続を受諾又は拒否する能力、権利を主張して訴訟を提起する能力、無遺言遺産の管理人に選任される能力、——すべてこれらの権利および能力がある程度婦人に対して拒否されることもあり、また婦人には制限付で適用される場合もある。一般に、この種の制限は、既婚未婚を問わず婦人の一生を通じて課せられることができる。相続の権利および能力が未婚婦人には与えられていても、婚姻によつてこれらの権利や能力が制限または停止される場合もある。無遺言遺産の分配における生存配偶者の権利、親等の異なる相続人、半血血族関係の相続人および全血血族関係の相続人、婚姻外の子、等に対する相続分、遺産に対する、または相続人の取得分に対する課税率——これらすべての問題について、婦人に不利な差別がもうけられている例もある。これらの問題について以下各節に述べることにする。

### 第2節 無遺言相続における生存配偶者以外の者の相続権

12. 多くの国や地域において、死者の親族たる男女の無遺言相続の権利は、卑属、尊属、傍系親族の別を問わず、男女同一となつている。すなわち死者に対する親族関係の異なる相続人それぞれの相続順位および相続分は国によつて様々ではあるが、性別によつて相続権に差別がつくことはないのである。このように相続権が男女平等となつているのは次の諸国である。——オーストラリア、オーストリア（世襲地を除く）、バーミユダ、ブラジル、英領ギアナ、英領ホンジュラス、ソロモン群島英領保護領、カメルーン、セイロン（一般法およびチサラマイータミル法を行なう住民）、チリ、中国、コスタリカ、サイプラス、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、フオ克兰ド島、西ドイツ（世襲地を除く）、ジブラルタル、グレナダ、ホンジュラス、ホンコン（中国慣習法を行なう住民を除く）、ハンガリー、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ルクセンブルグ、マルタ、モリシアス、メキシコ、モントセラト、オランダ、オランダ領アンチル、ニュージーランド、ノールウェー、パキスタン（キリスト教徒）ペルー、サンマリノ、セインエルズ、南アフリカ、セントヴァインセント、スウェーデン、スイス（世襲地を除く）、タイ、トリニダッド・トバゴ、トルコ、ウクライナ、ソ連、イギリス（英本国、ウェールズ、北アイルランド、マン島）。

13. 一般に回教法では、各宗派の慣習の相異にかかわらず、婦人の相続分は同じ親等の男子相続人の半分であり、また相続人としての婦人の地位は男子の相続人の地位とは異なることが多い。このような制度は以下の諸国の回教法を行なう住民の間にみられる。——アデン、アフガニスタン、ブルネイ、セイロン、インド、パキスタン、サラワク、ソマリア、ソマラレオネ、タンガニカ、ザンチバル。

14. 回教法は相続による受益者の種類を次のように定めている。すなわち、“法定相続人”（法定の相続分を受ける権利のあるもの）、“残余財産相続人”（法定の相続分にはあつてはならないが、法定相続人が権利を行なつた後の“残余財産”を承継する）および“遠い血縁者”（法定相続人でも残余財産相続人でもない血族全部）の三種類である。残余財産相続人には直系卑属、直系尊属、父母の直系卑属、祖父母の直系卑属が含まれ、この順序で相続する。娘は法定相続人になりうるが、息子が残存するときは、娘は残余財産相続人になる。娘は慣習法または特別法によつて全く除外される場合もある。息子の相続分は娘の相続分の2倍である。被相続人の両親または残存する父又は母は、被相続人に子があるときは6分の1の相続分を受け、父と母の間に差別はない。しかし被相続人に子もその他の親族もないときは、父は3分の2、母は3分の1の相続分をうける。祖父母は父母と同じ割合で相続する。傍系親族はより近い親族がない場合にだけ相続し、傍系の男子は傍系の女子の2倍の配分をうける。ハナフィ派の法律によれば、姉妹はその子によつて除外され、シア派の法律では姉妹はその両親によつて優先される。ハナフィの法律では父の兄弟は姉妹に優先し、父方の親族は常に母方の親族に優先する。

15. パキスタンのヒンズー人の間では、被相続人に息子があれば娘は相続しない。また傍系の

女子は相続権をもたない。尊属が相続する場合、ミタカハラ法では祖父より祖母が優先するが、ダヤバガ法では祖父が優先する。一方、インドのヒンズー法では、直系卑属である男子と女子は平等に相続する。但し、遺産の中に被相続人の家族が専用する住居がある場合は、男子相続人が遺産をそれぞれの相続分に分割しようとするまでは、女子相続人の分割請求権は発生しない。しかし、女子相続人が未婚又は夫と死別の場合は、その家に居住する権利を有する。被相続人が男子でありその尊属が相続する場合は、母は第1順位の相続人となり、父は第2順位の相続人となる。母は常に相続人となるが、父は第1順位の相続人が生存しないと、このみ相続人となる。同時にまた父方の父母は母方の父母より優先する。被相続人が婦人である場合は、父母は平等に取得し、次に父母の相続人が取得する。しかし父の相続人は母の相続人に優先し、父母からの相続財産は常に父の相続人に帰属する。もとマルカッタヤム法またはアリアサンタナ法にしたがつていた人々が婦人の遺産を相続するときは、ヒンズー相続法（1956年）による以上の規則は適用せず、相続順位は次のようになる。すなわち息子と娘と母親、父と夫、母の相続人、父の相続人、夫の相続人の順序となる。バルサー教徒の間では、男子の相続分は同親等の女子の相続分の2倍である。但し、バルサー教徒である男子が被相続人の場合は息子の相続分は娘の相続分の2倍になるが、被相続人が女子であればこのような差別はない。

16. トンガ、タンガニカおよびシンガポールにおいては、子および兄弟姉妹について男女の差別はない。しかし、父は母を排除して相続する。トンガでは、被相続人である子の父が生存しないときは、母は兄弟姉妹と同等の相続分をとり、祖父は祖母に優先する。

17. ポルトガルでは兄弟は姉妹に優先し、第3順位の相続人の中にはいる。姉妹は第5順位の相続人の中にはいる。

18. いくつかの国と地域では、おもに不動産の相続について、若干の男女差がある。例えば、バーミユダでは法定相続人が不動産を取得する。また英本國、ウェールズ、北アイルランドおよびフオクランド島では、女子相続人は均分相続するが、男子相続人には、ごくまれではあるが、長子相続権が適用される。ジャージーでは不動産の相続について男子相続人は女子相続人に優先し、最年長の男子相続人は年下の男子相続人に対して特権をもつ。動産は性別に関係なく均分相続される。ガーンジーでは、1954年の相続法によつて、死者の不動産は男女の直系尊属間に均分される。すなわち、土地はいくつかの区画に分割され、息子、娘の順で年長者から好みの区画をえらんとする。えらんだ土地の面積によつて相続人間に調整が必要なときは、金銭で支払うことができる。同じ規則が動産の半分に対して適用される。尊属間に遺産の分割が行なわれる場合は、取得財産(acquests)は、父方の尊属か母方の尊属に優先してこれを取得する。スコットランドの法律では「不動産遺産(heritable property)」（これは土地および土地に付属し、あるいはその一部、なつていて一切のもの、および土地に関する権利と称号を含む）の相続について男子女子に優先する。男子の場合は不動産の相続人は1人に限られる。しかし男子の相続人が1人もいないときは、同親等の女子が均分相続する。これを「分割相続人(heirs-portioners)」という。相続の系統は被相続人の父のみを遡してたどる。動産の相

続については男女の取分は平等である。しかし、被相続人に子がなく、父母と兄弟姉妹があるときは、父が2分の1、兄弟姉妹が2分の1を取得する。父がいなければ、母が父の分である2分の1を取得する。母方の親族は相続権がない。

19. ある国々は農地の相続に一定の制限を設けている。西ドイツの一部では一定の最低基準以上の広さの農地および山林の相続に関して特別の法律がある。この法律によれば、無遺言相続においては遺産の一部である農地は原則として法定相続人の1人に一括帰属する。死者の子または兄弟姉妹間においては、男子相続人が優先する。死者の父母については、その農地が死者の母または母の家族から譲られたものでない限り、父が優先する。インドではいくつかの州に農地の相続に関する法律があり、男子相続人が女子相続人に優先する権利を与えられている。スイスにも同様の法律があるが、ここでは農地の経営を希望する息子に対して優先権が与えられている。息子がその土地の耕作を希望しないときは、娘が相続することができるが、本人または夫がその農地を営もうる場合にかぎられる。ノールウェーでは、土地私有権(allodial rights)および家産特権(homestead rights)に関する法律にもとづき息子は娘に優先する。オーストリアでは世襲農地の相続について男子は同親等の女子に優先する。

20. 世襲財産のある国ではこの種の財産の相続について一定の制限が設けられている例もある。たとえばコスタリカの婦人は限嗣不動産の相続ができない。ギルバート・エリス諸島では、ギルバートの婦人は世襲財産に対する相続権があるが、エリスの婦人はこの権利をもたない。トンガとスクアジランドでは婦人は世襲財産を相続できない。

21. 多くの国や地域の法律ではこの種の財産に対する男女の権利は平等となつていて、すなわち婦人は世襲財産の相続をみとめられており、この権利は婚姻によつて影響されない。以下の国および地域がこれに該当する——アフガニスタン、バーミユダ、ブラジル、サイプラス、エルサルバドル、グレナダ、ホンジュラス、ジャマイカ、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、オランダ領アンチル、パキスタン、ポルトガル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、タンガニカ、インドでは婦人は一般に世襲財産を相続しうるが、これが特定の財産に関する法規に抵触する場合は例外とする。マルタでは婦人は相続しうるが、妻の場合は原則として夫の承認を要し、さもなければ裁判所の承認を要する。ナイジェリアではこの問題は適用される慣習法によつて決められる。日本では先祖伝来の財産が世襲相続の規則によつて譲渡されることはないが、ある種の祭具類は男女にかかわらずもつとも適当な者がこれを承継する。

22. 多くの国や地域には世襲財産がなく、したがつてその相続権の問題もおこらない。次の諸国がこれに該当する。——オーストラリア、英領ギアナ、英領ホンジュラス、ブルネイ、白ロシア、カメルーン、チリ、中国、ドミニカ、ドミニカ共和国、ジブラルタル、ホンコン、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、モーリシャス、モントセラト、ニュージーランド、ペルー、サラワク、セントヴィンセント、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダッド・トバゴ、トルコ、ウクライナ、ソ連、ザンチバル、ガーンジー、ジャージー、マン島。

(追加)

追加報告に含まれる国と地域中、無遺言遺産に対する親族の相続権に男女差のない国（卑属、尊属、傍系親族のいずれについても）は、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、ノバスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、サスカチエワンの諸州）、フィジー（勲産のみ）、フィンランド（国内の勲産を除く）、およびアメリカ合衆国の大多数の州である。

回教法を行なうケニヤ の回教徒の間では、婦人は両親等の男子相続人の半分の相続分をうける。ケニヤのヒンズー法を行なうヒンズー人の間では、男子はほとんどの場合女子に優先し、女子は生涯産のみを相続する。

不動産の相続に関して男女差のある国が追加報告中2例あり、その一つ、フィジーでは、婦人は不動産の相続に関しては、「相続人となるべき男子が皆無となるまでは「法定相続人となること」ができない。また、被相続人の家族で、被相続人に対してその婦人と同じ血縁関係にある者が生存する場合は、その婦人は単独相続人として相続することができない。たとえば、男子相続人がいないために女子が法定相続人として不動産を相続する場合、もし姉妹があれば、本人及びその姉妹が法定相続人として共同相続し、共同相続人（coparcener）とよばれる。フィンランドでは国内の不動産は男女の相続人の間に平等に分割されるが、兄弟および兄弟の相続分を承継する者がまず最初に取り分を選び、その他の者は残りの部分をくじで分ける。

ケニヤ（インド相続法の同国適用による相続の場合）とアメリカ合衆国のいくつかの州では、子と兄弟姉妹については男女差はないが、父は母を排除して相続する。

アメリカ合衆国では、無遺言遺産の管理人に選任される権利の優先順位が、一般に制定法に規定されており、第1が配偶者、次が最近親者となつてゐるが、最近親者間の順位が定められている場合、多くの制定法は男女差を設けていない。しかし、若干の州では、両親については父が優先し、兄弟は姉妹に優先すると定めている。

世襲財産のある国では、その相続に一定の制限が設けられており、婚姻はこの種財産に対する婦人の相続権に影響を及ぼさない。たとえばフィジーでは、婦人は前記の制限付きで世襲財産または称号を承継することができるが、2人以上の婦人が「共同相続人」として称号に対する法定相続人となつたときは、称号は1人が持つものであるから、男子相続人の相続があるまでこの称号は停止となる。ケニヤのヒンズー法を行なうヒンズー人の間では、婦人は男子相続人がない場合にのみ世襲財産に対する相続権を有する。

カナダのノヴァスコシア州とマニトバ州、フィンランド、ケニヤ（インド相続法の適用による相続の場合、および回教法を行なう回教徒）においては、この種の財産の相続について男女差はない。また婚姻によつてこの権利は変化しない。

カナダ（オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、サスカチエワンの各州）とアメリカ合衆国では、世襲財産がなく、したがつてその相続権の問題もおこらない。

追加報告に含まれる国と地域では、一般に婦人の相続権は、既婚者と未婚者について同一である。しかし、アメリカ合衆国の若干の州では、婦人が無遺言相続回復請求の訴訟を提起する権利

が、婚姻によつて影響される。（夫の共同訴訟が必要となる）

婦人の相続権が婚姻によつて影響されることはなくても、夫婦財産制あるいは婚姻前または婚姻後の契約やとりきめによつて影響されることがある。このような例はカナダ（ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、プリンス・エドワード・アイランドの各州）、フィンランド、ケニヤ（インド相続法の適用による相続の場合）およびアメリカ合衆国にみられる。合衆国政府の報告によれば、妻は婚姻前のとりきめによつて夫の財産に対する法定相続権を放棄した後も、その無効を主張しうるが、この主張が有効となるためには、夫婦間の信頼関係（confidential relationship）から夫が利益をえていないことが確認されなければならない。これに反して、妻の財産に対する夫の法定相続権の行使をさまたげるようなとりきめが婚姻前に行なわれた場合は、生存配偶者としての夫の権利は行なわれない。アメリカ合衆国の大部分の州では、婚姻後のとりきめによつて、夫婦の一方は他方の財産に対する権利を放棄しうる。しかし、いくつかの州では、寡婦産、扶養、財産分与に代わる婚姻後契約は、妻の選択によつて取消しうる。但し、その場合妻は契約の利得を放棄しなければならない。カナダのサスカチエワン州では、婚姻前または婚姻後のとりきめによつて夫婦の無遺言相続権を変更することはできない。ケニヤのヒンズー法を行なうヒンズー人及び回教法を行なう回教徒、およびカナダのオンタリオ州では、婚姻前または婚姻後の契約は事実上行なわれない。

#### 慣習法

2.3. 世界の諸地域の種族や集団によつておこなわれている慣習法は極めて多様多岐である。ある慣習法のもとでは、婦人は男子と平等のあるいは時に男子より高い法的地位を与えられている一方、相続の権利を婦人に僅かしか与えないか、あるいは全く与えていないような慣習法もある。ソロモン群島英国保護領の若干の地域では、母系制のために婦人の立場がある程度有利になつてゐるようである。ギルバート・エリス群島では婦人はどんな種類の財産でも相続することができる。土地の相続と勲産の相続とは区別されている。土地の相続を規定する慣習法は成文化され、群島土地裁判所がこれを実施している。ギルバートの婦人が、尊属の1人として相続するときは同じ尊属である男子相続人と平等に土地の配分をうけるが、婦人が相続人中の最年長者であればその相続分は男子より多くなる。エリスの婦人は最年長でない限り相続分は少なくなる。息子は娘より兄弟は姉妹より多く相続する。エリスの住民の間では、兄弟と姉妹がその土地の共同所有に同意するならば、両者の権利は平等となる。勲産は相続人の性によつて、例えば婦人は家財道具を、男子はカヌーをといったように分配される。シエラレオネの慣習法をおこなう住民の間では、全財産が評価され、慣習にしたがつて分配される。ナイジェリアの一部におこなわれている慣習法では婦人は全く相続しないか、あるいは僅かの配分をうけるのみである。

2.4. 婦人に対して一切の相続権を与えない慣習法もある。ホンコンの中国人が任意の申請によつて適用をうける中国慣習法は清朝時代の法律である。しかし、その適用をうけるものはまれで大部分の住民は英国のコモン・ローにもとづくこの地域の一般法にしたがつてゐる。中国慣習法

では、家族または氏族中の男子の血統が途絶えないかぎり、婦人には相続権がない。娘は家産の相続にあずかる権利をもたないが、未婚の娘には普通結婚費用として若干の資産がとりおかれる。

スワジランドのスワジ人の試習法は男子の相続人のみを認める。娘は父の遺産の相続にはあずからず、彼相続人に男の子がない場合は、遺産は男子の親族に受継がれ、この親族がこの財産を管理して、彼相続人の未亡人および娘を、死ぬまであるいは結婚するまで扶養する。ロボラ（訳註：結婚にさいし夫が妻の父におくる家畜等の贈物）が支払われた場合は、結婚による子は夫の家族に属する。妻が夫の家族から去つた場合は妻の子の財産一切は父または後見人、もしくは未亡人である父方の祖母によつて管理される。しかし女の子はその家族に属さない。尊属からの相続財産は家族に属し、兄弟の子はこの財産に対して相続権をもつが、姉妹の子は相続しない。

25. 以上の諸国では一般に、婦人の相続権は未婚既婚によつて相違しない。しかし、比較例は少ないが、結婚によつて婦人の権利に変化を生じる場合がある。たとえば、まれな例として、パキスタンのヒンズー人の法律であるヒンズー法によれば、既婚の娘は未婚の娘に優先して遺産を相続する権利がある。セイロンのカンディアン法によれば、婦人はデイガ（妻は両親の嫁を去る）またはビナ（夫は妻の両親の家に妻と同居する）によつて結婚する。息子と娘は両親の遺産を平等に相続するが、娘の権利は結婚によつて無効となることがある。すなわちビナによつて結婚した娘は相続分を失わないが、デイガによつて結婚した娘は相続の権利を失う。

26. 婦人の相続権は婚姻によつて変化を生じないが、婚姻前又は婚姻後の契約やとりきめ、もしくは他の何らかの措置によつて変化を生じる場合もある。たとえばスコットランドでは、夫または妻の相続権は、夫婦の婚姻前の契約によつて、または婚姻中における夫婦間の明示された同意によつて解消することができ、あるいはまた夫婦の一方からその遺産に対する他方の法的権利の保有をさまたげるような条件が提示されたのに対して後者がこれをうけ入れた場合にも解消する。シンガポールとタンガニイカでは、もし夫が何らかのとりきめによつて自己の動産の一部又は一定額を死後妻に譲るという約束をしたのち遺言をのこさずに死亡した場合は、夫の無遺言死亡によつて妻の得る法定相続分は夫の約束の全部または一部の履行として与えられることとなり、妻は両方の権利は主張しえない。夫の約束がまとまつた分割しえないもので、遺言のない場合の妻の相続権と異なる権利を未亡人に保証するようなものであるとき（たとえば年金の支給など）は、夫の約束が履行されるかぎり、妻は無遺言相続の配分にはあずからない。タンガニイカでは、婚姻前の有効な契約によつて妻が夫の遺産の分配から除外された場合は、妻は法定の無遺言相続を失う。

27. サマリノでは、無遺言相続に関する男女の権利は、婚姻によつて変化を生じないが、但し、サマリノ人である婦人が外国人と結婚し夫の国籍を取得した場合は、最初に12人最高評議会の許可を得、また相続税のほか一定の税金を納めなくては、サマリノ領土内の不動産を相続することができない。

#### 半血血族関係の親族

28. 一般に、半血血族関係の親族は遺産相続権をもつが、若干の国や地域では全血血族関係の親族よりは相続分が少ないか、相続順位があとになっている。男女によつて差別のあるところでは、全血親族の場合と同じく半血親族にもこれが適用される。半血親族に全血親族と同等の相続権を与えているのは次の諸国である。——オーストラリア、バーミユダ、英領ギアナ、セイロン（タミル法を行なう住民）、ドミニカ共和国、ジブラルタル、ルクセンブルグ、マルタ、モリシアス、オランダ、オランダ領アンチル、ニュージーランド、シエラレオネ（回教法または慣習法を行なう住民を除く）、スワジランド（慣習法を行なうスワジ人）、スウェーデン、タンガニイカ（回教法を行なう住民を除く）、タイ、ソ連、イギリス（北アイルランド、ジャージー）。ブラジルとサラワク（ダイアク慣習法を行なう住民）では、半血親族は相続権をもたない。

29. チリ、ナイブラス、日本、メキシコ、南アフリカ（ローマ・オランダ法）では、半血親族の相続分は全血親族の2分の1である。相続順位が全血親族よりあとなる国は、英領ホンジュラス、ドミニカ、サント・エリス群島、グレナダ、ジャマイカ、セントセバスチアン（ヒンズーとポルトガル）、セントヴィンセント、トリニダット・トバゴ、英国（英本國とウェールズ）である。オーストラリア、ハンガリー、ノルウェー、サイシエルズ、ガンジー（相続財産のみ）では、全血血族関係においてのみ相続する。デンマークでは半血関係の兄弟姉妹は、子がなく且つ共通の親が死亡しているときは、相互の間で相続する。両親とも死亡している場合は、半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の相続分の2分の1である。西ドイツでは養子の相続に関しては全血兄弟姉妹は半血兄弟姉妹に優先するが、その他の財産については、共通の親（死者の親でもあるところの親）がさきに死亡している場合は、死亡した親のすべての直系尊属がその親に代つて相続することになるので、半血兄弟姉妹も相続権を有することとなる。

30. 若干の国や地域では、半血親族の相続権に関して、その者が父側の血縁（同父異母）であるか、母側の血縁（同母異父）であるかによつて差別がある。たとえばインドのヒンズー法では、半血親族の相続は父側の親族のみにかぎられ、その相続順位は全血相続人のあとなる。パルシー法では、同父異母の親族は全血親族と同等に扱われるが、同母異父の親族は別扱いとなつている。ナイジェリアの婚姻法では、全血親族と半血親族の間に差別はないが、ただ父側につながる半血兄弟姉妹は従兄弟姉妹に優先して相続するのに対して、従兄弟姉妹は母側につながる半血兄弟姉妹に優先する。スコットランドでは全血親族は半血親族に優先する。\* 不動産遺産は父を同じくする親族だけが相続するが、\* 動産は父を同じくする親族がない場合にかぎり、同母異父の親族によつても承継されう。スワジランドのローマ・オランダ法では、男子の遺産は本人の直系尊属だけが相続するが、婦人の遺産は本人の子および継子によつて相続される。

31. 回教法では、異母親族と異父親族とは、相続権に多少の相違がある。同母異父の兄弟姉妹は、他の特定の親族がない場合に一定の配分をうける相続人の中に含まれる。そのさいの相続権は場合によつて相違するが、一般に男女の差別はない。これに反して同父異母の親族の場合は、女子は通常男子の2分の1を取得する。パナフィ法でもまたスニー・ンヤフイ派においても異父親族は残余財産相続人とはならず遠縁の親族と同等に扱われ、法定相続人や残余財産相続

人がない場合にのみ相続する。ソーア派でも、異父兄弟姉妹の地位はハナファイ法におけると事実上同じであるが異父母系の他の親族は残余財産相続人中に含まれ、全血親族とともに相続する。ハナファイ法でもソーア法でも、異母親族中の姉妹は法定相続人となる。その者の相続分は一定の事情によつて増減する。異母兄弟があるときは姉妹は残余財産相続人となり、兄弟の相続分の2分の1を取得する。

5.2. 回教法は、アデン、アフガニスタン、ブルネイ、北ボルネオ、イラク、パキスタン、ザンチバルにおいて行なわれており、またセイロン、インド、シエラレオネの一部でも行なわれている。イラクでは身分法によつて、カーデイ（訳註：裁判官に相当するもの）の承諾ある場合のほかは一夫多妻が禁じられている。アフガニスタン政府が回答中にのべているところによると、回教徒の一夫多妻婚家族においては、子は実母から相続し継母からは相続しない。また、婦人が再婚した場合は、いずれの婚姻による子も、その母からの相続にさいしては同等の相続分をうける。シエラレオネでは回教徒家族の権利は回教徒婚姻令145章の規定によつて定められている。しかし、シエラレオネの慣習法をおこなう住民の間では、一夫多妻婚家族の成員の権利は慣習法にしたがつて決定することもできる。シンガポールの中国慣習法では、継子は継父母からは相続しない。南アフリカの慣習法では、一夫多妻婚家族の成員は母と母の家族に対してのみ相続人となるが、自立しえない者の場合は、父または父の財産から扶養を請求する権利を有し、この点婚姻外の子と同じ立場にある。

（追加）

追加報告に含まれる国と地域は、半血親族の相続権が全血親族と同等となつてゐるのは、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、ノヴァスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、サスカチワン、ケベック（子のみ）の各州）とケニヤ（インド相続法の適用による相続の場合）である。

ケニヤの回教法では、半血親族（一夫多妻婚家族の成員を含めて）は一般に全血親族の2分の1の相続分をうる。フィジーでは半血親族は全血親族より相続順位があとになる（不動産についてのみ）。ヒンズー法をおこなうケニヤのヒンズー人においても同様である。英国政府の報告によれば、ケニヤのヒンズー法を行なうヒンズー人の間では一夫多妻婚は少ないが、一夫多妻婚の場合、第1夫人の男子相続人を優先する派もあり、またすべての男子直系卑属を相続人とする派もある。フィンランドでは、半血親族は共通の親を通して各々相続分をうる。カナダのケベック州では半血関係の兄弟姉妹間の相続は行なわれない。アメリカ合衆国政府の報告によれば、\* 半血兄弟姉妹は殆どどの州の法律でも何らかの相続権を与えられているが、その権利は州によりまた情況によつて相違がある。「兄弟姉妹」の語が制限付きでなく用いられている場合は、その中に半血兄弟姉妹が含まれることもある。しかしこれらの者の権利が遺産の相続によつて影響をうける場合もある。たとえば、尊属からの相続財産の相続においては、その尊属と血縁関係のない兄弟姉妹は全血兄弟姉妹がない場合のほかは、相続から除外される。半血血縁関係は再婚によつて生ずるものであり、アメリカ合衆国においては一夫多妻婚は認められない。\*

### 婚姻外の子

3.3. 男女にかかわらず婚姻外の子に親の遺産相続権を与えている例は少なくないが、多くの国や地域では、婚姻外の子は父または母の遺産に対し平等な相続権をもたない。コスタリカ、メキシコ、ドミニカでは、婚姻外の子は嫡出子と同等の資格で父母のいずれの遺産からも相続することができる。中国、イラク、イスラエルでは父の認知があれば、またデンマークでは父性の確認があれば、婚姻外の子は嫡出子と同等の扱いをうける。同様ハンガリーでも差別はないが、裁判所の決定、父の承認もしくは父母の婚姻によつて親子関係を確立することが必要である。ルクセンブルグ、モーリシアス、タイにおいても、法律上の承認が必要とされる。オランダ領アンタルでは父母双方の承認が絶対必要である。次にのべる諸国および地域では、婚姻外の子は父母いずれの遺産に対しても相続権を有する。ルクセンブルグ、ホンジュラス、日本では、婚姻外の子は嫡出子より少ない相続分を得るが、アルタとパキスタン（ヒンズー法またはバルソー法をおこなう住民）では、婚姻外の子の相続権には制限があり、嫡出子より親等の遠い相続人とともに相続する。セイロンのカンディアン法では婚姻外の子は嫡出子とともにすべての取得財産を相続するが、ペラウエニ（家産）は相続しない。ブラジルでは私生子（natural children）は嫡出子と同等に相続するが、養子による子は嫡出子の相続分の2分の1だけを取得する。

3.4. 英領ホンジュラス、エルサルヴァドル、ドミニカ共和国、スウェーデン、スイス、トリニダッド・トバゴ、トルコ、ペルーでは、婚姻外の子は嫡出子と同等に母の遺産を相続するが、父の遺産に対しては、父または裁判所がその父の子として承認したとき、または嫡出化の手続がとられたとき、もしくは父性に関する宣言が行なわれたときにかぎり、相続権を与えられる。スウェーデンでは、父母の婚姻中に懐妊した子は父からは相続するが、父の親族からは相続しない。スイスの法律では、父の遺産に対しては、嫡出子の2分の1を相続する。ドミニカ共和国でも、嫡出子との共同相続の場合は、同様である。

3.5. 多数の国と地域は、婚姻外の子が父の遺産を相続する権利はみとめないが、しかし母の遺産は相続しうる。このような法律をもつ国はオーストラリア（サウス・オーストラリア州のみ）、オーストリア、英領ギアナ、セイロン（ローマ・オランダ法およびタミル法を行なう住民）、サイブラス、西ドイツ（機地遺産、母の婚姻外の子は嫡出子より後の順位になる）、インド（ヒンズー法を行なう住民）、ニュージーランド、ナイジェリア、サラワク、セント・ヴィンセント、スワジランド（ローマ・オランダ法を行なう住民）、ソ連の諸国である。タンガニカでは、婚姻外の子は母の住所をとり、母の死後その遺産を相続する。回教法では、婚姻外の子は、母または母の親族からのみ相続し、母およびその親族はその子から相続しうる。しかし、婚姻外の子はその母の嫡出子からは相続しない。ソーア派は婚姻外の子の相続権をみとめない。回教法が行なわれているのは、アデン、アフガニスタン、ブルネイ、セイロン、インド、パキスタン、ソマリア、タンガニカ、シエラレオネ、ザンチバルの諸国である。

3.6. 若干の国と地域では、婚姻外の子の父母からの相続権に制限がある。たとえばオーストラリア（ニュー・サウスウェールズ州とヴィクトリア州）、バーミューズ、チリ、シブラルタル、グレ



ナダ、ジャマイカ、セントセラト、スコットランド、セイシエルズ、およびイギリス（英本國、ウェールズ、北アイルランド、マン島）では、婚姻外の子は嫡出子がない場合にだけ相続する。嫡出化された子は通常嫡出子として扱われる。

57. 婚姻外の子が父母のいずれからも相続する権利を全くもたない国は、オーストラリア（クィンズランド州、ウェスタン・オーストラリア州、タスマニア州）、ガンジー、ホンコン（一般法および中国慣習法を行なう住民）、イラン、ジャージー、ポルトガル（ヒンズー教徒のポルトガル人）、サンマリノ、シエラレオネ（慣習法および回教法を行なう住民を除く）、シンガポール、スワジランドの諸国である。オランダでは、普通もしくは近親相続によつて生じた子は、無遺言相続の権利をもたないが、その他の婚姻外の子は母の遺産を相続し、また父の認知があれば父の遺産も相続しうる。しかし相続権のない子は扶養を請求しうる。この権利はサンマリノ、オーストラリアのクィンズランド州、シエラレオネにおいても存在する。オーストラリアのウェスタン・オーストラリア州では、遺産が國庫に帰属する場合（権利者のない財産）、死者の婚姻外の子は衡平法上の、もしくは道義上の理由によつて遺産の一部を請求することができる。スワジランドの慣習法では、婚姻外の子は母の夫の遺産に対して相続権をもたない。スワジの婦人は遺産となる財産をもたない。ポルトガル（ヒンズー教徒のポルトガル人）では婚姻外の子は相続権をもたないが、bayaderes

（半世帯り子、未婚妻、寡婦、および普通により別居中の婦人）、子または直系卑属は、母および母方の親族に対し相続人となりまた被相続人となりうる。

（追加）

婚姻外の子は、フィンランドとアメリカ合衆国諸州の半数では、死亡した母の遺産を相続し、また、フィンランドとアメリカ合衆国の若干の州では、母の親族の遺産をも相続する。父の遺産については、フィンランドとアメリカ合衆国のほとんどの州では、婚姻外の子は次の場合に相続権をうる。すなわち、父の子として認められているとき、父母が後に離婚することによつて嫡出化されたとき、もしくは、何らかの認められた手段によつて父性が承認されたとき、となつてゐる。フィンランドでは、両親が婚姻すれば、あるいはその後婚姻すれば、父から相続しうる。ケニヤでは、（若干のヒンズー法諸派において）、婚姻外の子である男子は、父の遺産上に絶対的相続分を有する。ケニヤのその他のヒンズー法諸派においては、このような男子は扶養料をうける。ケニヤのすべてのヒンズー法諸派において、婚姻外の子である女子は、父と推定される者から扶養料をうける権利をもつのみである。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州とケベック州では、婚姻外の子は、両親が後に婚姻することによつて嫡出化された後は、嫡出子と同等の扱いをうける。

カナダ（ブリティッシュ・コロンビア（父母の婚姻による嫡出化が行なわれない場合）、マニトバ、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、サスカチエワンの各州）及びケニア（回教法の一派のみ）では、婚姻外の子は母からだけ嫡出子と同等に相続する。しかし、カナダのブリティッシュ・コロンビア州では、男子の無遺言死亡にさいして、その者が承認し死亡前一年間以上扶養を行なつていた婚姻外の子（および妻として同居し、同様に扶養を行なつていた婦人）は、遺産の10分の1または500ドル（そのいずれが頂の大きい方）の分与を請求して裁判所に申し立てる

ることができる。カナダのオンタリオ州では、父性の承認があり、且つ法定相続人がない場合に、父の遺産を相続する。カナダのノヴァスコシア州とケニア（インド相続法の同国適用による相続の場合）では、婚姻外の子は、両親の婚姻によつて嫡出化されないかぎり、両親のいずれからも相続することができない。（しかし、ノヴァスコシア州では母は婚姻外の子の法定相続人である。）フィジーでは、婚姻外の子は、自分の嫡出子が子を残さず死亡したとき最近親者として相続権をうるほかは、全く相続権を有しない。

### 第3節 生存配偶者の相続権

38. 死亡配偶者の遺産に対する生存配偶者の権利と義務は多岐多様である。寡婦と寡夫を差別しない国や地域もある一方、遺産に対する寡婦の権利が寡夫のそれよりも少ないか、寡夫にはない制限を伴うところもある。次のべるグループ1の国と地域では生存配偶者のために特別の規定がある。グループ2の国々では生存配偶者を他の相続人もしくは最近親者と同等に位置づけており、グループ3では配偶者は他の相続人より後順位となるか、もしくは相続人とならない。

#### グループ1. 生存配偶者に特別の相続分を定めている国と地域

39. このグループにはいる多数の国と地域では、生存配偶者は死者の遺産の一部を相続分として受ける。またこの相続分に付随して、一定財産の生涯権(life interest)または使用権(usufruct)をうけることもあり、また、一定金額または家財道具等の財産の譲渡をうけることもある。相続分だけの場合もあり、また生涯権或使用権だけが与えられる場合もあるが、一定金額の譲渡だけで他の財産権を伴わないという例もまれにはある。

40. 多くの国や地域の法律は、生存配偶者としての夫と妻の権利に差別を設けていない。すなわち、以下の諸国および地域では、性別にかかわらず生存配偶者の相続分が定められている。——オーストラリアの各州、オーストリア、英領ギアナ、英領ホンジュラス、ソロモン群島、英保護領、セイロン（一般法およびテサヴァラマイ（タミル法を行なう住民）、中国、デンマーク、ドミニカ、フオクランド群島、ジブラルタル、グレナダ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、イスラエル（ユダヤ教法を行なう住民を除く）、イタリア、ジャマイカ、マルタ、モーリシアス、モントセラト、ニュージールランド、ペルー、ポルトガル、南アフリカ、セントヴィンセント、スウェーデン、スイス、タンガニカ（回教法を行なう住民を除く）、トリニダッド・トバゴ、イギリス（英本国、ウェールズ、北アイルランド、スコットランド、ガンジー、ジャージー）。

41. いくつかの国と地域では、生存配偶者は無遺言遺産を構成する一定財産上に相続権を有し、また、これに加えて他の財産の使用権または生涯権をうけることもある。たとえばガンジーでは、生存配偶者は遺産となつた不動産の2分の1に使用権を有し、かつ全遺産の残余財産の一部に完全な所有権を得る。デンマークでは、生存配偶者は相続分に加えて、再婚するまでは全遺産の不分割占有権を保有する権利がある。もし被相続人に先妻（夫）の子があれば、この占有権はこの子、もしくはその子が未成年の場合は保護者の承諾を条件とする。同様な規定がノルウェーにもある。スイスの民法では、配偶者が被相続人の尊属とともに生存する場合は、配偶者は遺産の2分の1に対する所有権と他の2分の1に対する使用権を得る。子、父母または兄弟姉妹が生存する場合は、使用権のみが取得され、使用権の対象となる財産の額は相続人たちの死者に対する親族関係によつて異なる。

42. 他の国々や地域では、生存配偶者に対する一定額の譲渡を規定しており、同時に配偶者は遺産の残余のうちから多少の配分をうける。その配分額は相続人たちと死者との親族関係によつ

て異り、相続人がない場合は生存配偶者は通常全財産を相続する。今回の調査では、このような国と地域は、オーストラリア（ヴィクトリア州）と英領ホンジュラスである。スコットランドでは、生存配偶者は動産（不動産遺産に含まれない財産）の一部を相続する権利を有し、子供がない場合は、残余財産のうちから一定額をうける。

43. 同様、英本国およびウェールズ、北アイルランド、フオクランド群島、ドミニカ、ジャマイカ、ジブラルタルでも、生存配偶者は一定額（ドミニカ、ジャマイカ、ジブラルタルでは動産）をうけるとともに、残余遺産の全部または一部を取得する。ただし子があるときは、配偶者は残余遺産の一部または全部に対する生涯権のみを取得する。生涯権の対象となる財産の範囲は、他の受益者の被相続人に対する親族関係によつて定まる。

44. 西ドイツの民法では、生存配偶者は遺産の一部を相続し、そのほかに、共同の家族生活に關係あるすべての物件および結婚贈与に付着する「先取遺贈（Voraus）」を取得する。同様オーストリアでも、生存配偶者は遺産から相続分に加えて、結婚家庭に属する動産からなる先取遺贈をうける権利がある。

45. 今回の調査ではオーストラリア、英領ギアナ、中国、グレナダ、ホンジュラス、インド、イスラエル、モントセラト、ニュージールランド、南アフリカ、セントヴィンセント、タンガニカ、トリニダッド・トバゴを含む多くの国と地域の法律は、生存配偶者に対して遺産の少部分を割りあてる。この割りあて分は子供がないときは多くなる。セイロンの一般法では、生存配偶者は遺産の2分の1を取得し、テサヴァラマイ（タミル法）ではディアテタム財産（婚姻中に取得した財産）の2分の1を取得する。ポルトガルの法律では、ポルトガル人ヒンズー教徒の一夫多妻婚の場合、婚姻前契約にその取りきめがあれば、妻たちは共通の夫である者の遺産の2分の1を相続する。

46. スウェーデンでは、子供のある生存配偶者は総額6千クローナまでの財産を取得する。スウェーデン政府はその回答の中に「目下構想ある当局が生存配偶者の地位改善のための改正を考慮中である」とのべている。子供がない場合は、配偶者が全遺産を承継する。

47. ハンガリー、イタリア、マルタ、モーリシアスの法律では、生存配偶者は、子があるときは、遺産の一部または全部の使用権を取得し、子がないときは、全遺産の一部を相続する。その相続分は被相続人と相続人たちの親族関係によつて定まる。ペルーの民法では、生存配偶者は嫡出子と同等の相続分を得るが、これは遺産の4分の1を超えてはならない。ただし、生存配偶者は4分の1の財産上の使用権の方をえらぶ権利がある。また配偶者は家財道具を譲りうける。ポルトガルの民法では、被相続人に子または兄弟がないときは、生存配偶者は法定相続分を与えられる。しかし、子供か兄弟があれば、配偶者は使用権を得る。個人的消費のために栽培してある穀物も生存配偶者の財産となる。

48. 以上の各節では、このグループに属する国々および地域の法律が、遺言のない場合の相続について生存配偶者のために性による差別のない規定を設けている例をとりあげ、その場合の様々な相続の仕方についてのべた。一方、ある国々や地域では、生存配偶者の取扱いをとくに定め

てはいるが、夫と妻の相続する財産の性質や相続分に差が設けられている。このような場合はおむね妻の方が不利となつている。

49. バーミユダ、ホンコン（中国慣習法を行なう住民を除く）、ナイジェリア、シエラレオネ（回教法または慣習法を行なう住民を除く）、シンガポール（回教法を行なう住民を除く）では、寡婦は、子があるときは遺産の3分の1を、子がないときは2分の1を取得するが、生存配偶者としての夫は、子のあるなしにかかわらず全遺産を相続する。トンガ王国では、寡婦は、子がないときは全遺産を相続するが、子のあるときは子との共同相続となり、相続分のほかに住居、栽培してある穀物、家畜、豚および logatua（樹皮の布）を相続する権利がある。夫は子のあるなしに関係なく全遺産を取得する。

50. アデン、アフガニスタン、ブルネイ、セイロン、インド、イラン、パキスタン、シエラレオネ、ソマリア、タンガニカ、ザンザバル において行なわれている回教法は、有効な婚姻の生存配偶者に対し死亡配偶者の遺産相続権をみとめている。夫は、子がないときは遺産の2分の1を、子があれば4分の1を取得するのに対し、妻の相続分は夫の2分の1である。すなわち、子がないときは4分の1、子のあるときは8分の1を相続する。

51. いくつかの法制では、生存配偶者としての夫は妻とくらべて不利となつているようである。たとえばセイロンのカンディアン法は、寡婦は亡夫の取得不動産上に生涯権をうけることを規定しているが、もし相続人がないときは、寡婦は世襲（Paraventi）不動産および取得不動産の全部に絶対的権利をうける。また動産はその婚姻による子と平等に分け、子がないときは全部を取得する。一方夫の場合は、ピナ（夫が妻の親の家に妻と同居する）による婚姻をした夫は、亡妻の遺産に対して全く相続権をもたない。デイガ（妻が親の家を去る）による婚姻の場合は、夫は妻の世襲財産に対しては権利がないが、子があるときは妻の取得財産に生涯権を得、子がないときは取得財産の全部を取得する。ジャーシーでは、寡婦は亡夫の動産の2分の1を取得し、子があれば3分の1を取得するが、夫は子があれば全く相続権をもたない。ただし亡妻に子がないときは、夫は妻の動産の全部を取得する。夫も妻も相手方の不動産に対して一定の寡婦産権または寡夫産権を有する。オーストリアの民法では、寡婦は夫の死後6週間扶養料をうける権利があり、妊娠中であればこの権利は出産後6週の終りまでとなる。夫に対する扶養については特別の規定がない。

（追加）

カナダのブリテイッシュ・コロンビア、マニトバ、ノヴァスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、ケベック、サスカチエワンの各州、ケニヤ（インド相続法の同国適用による相続の場合）およびアメリカ合衆国の大多数の州では、生存配偶者としての夫と妻の権利に差別がない。

ブリテイッシュ・コロンビア、マニトバ、サスカチエワンの各州、アメリカ合衆国の「別産制」をとる諸州、および「共産制」をとるカリフォルニア州とアイダホ州では、生存配偶者は、子がいなければ全遺産を相続する権利を有し、ケベック州では子、両親または兄弟姉妹がいなければ、全

遺産が配偶者に与えられる。子がある場合は、子が1人か2人以上かによつて生存配偶者の受ける相続分が異なり、またこの相続分に一定金額が付加されることもある（ブリテイッシュ・コロンビア州がその1例）。ケベック州では、配偶者と子が残存するとき、または配偶者と両親と兄弟姉妹が残存するときは、配偶者は遺産の3分の1を取得するが、配偶者と両親または兄弟姉妹だけが残存するときは、配偶者の取得分は遺産の2分の1となる。アメリカ合衆国の大多数の「別産制」をとる諸州では、配偶者のほかに法定相続人があれば、配偶者には遺産上に生涯権が与えられるが、これらの州のうちの4分の1では、通常残余遺産の2分の1か3分の1（若干の州では2分の1に一定金額を付加する）にあたる遺産の配分をうける。

カナダのノヴァスコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州とケニヤ（インド相続法の同国適用による相続の場合）では、生存配偶者の取得分は子があるときは少なくなる。ノヴァスコシア州では、妻が制定法の定める寡婦産権を放棄したいと思えば、寡婦産権のかわりに相続分をうけることができる。夫はコモン・ロー上の寡夫産権を有し、これには選択の権利がないものようである。いずれにせよ生存配偶者の取得分は、夫であると妻であるとを問わず同一である。すなわち、妻は寡婦産権を保有するときは、子があれば亡夫の遺産の3分の1を、子がなく他の近親者があるときは2分の1を、妻だけが残存者であるときは全遺産を取得する。寡夫産権を有する夫もまた妻の死後これと同じ割合で取得する。

アメリカ合衆国の「共産制」をとる2州（ネヴァダとニューメキシコ）では、生存配偶者たる夫は妻の全遺産を相続するが、妻は夫の遺産を夫の子と共同相続する。フィジーにおいても、寡婦は子があれば遺産の3分の1を、子がいなければ2分の1を取得するか。夫は子のあるなしにかかわらず全遺産を取得する。一方、カナダのオンタリオ州の法律では、生存配偶者の取得分は夫より妻の方が多くなつており、また夫も妻も法定相続分のほかに一定額を受ける。

アメリカ合衆国の大多数の州は、生存配偶者に対して一定の「家産権（homestead right）」を与える。これは夫婦の住居に対する絶対的権利ないしは生涯占有権および家財道具類の所有権を意味する。若干の州では妻だけにこのような権利が与えられている。若干の州では、生存配偶者に対する保護措置として、遺産管理中に、銀行預金等の財産の譲渡や現金の分与をみとめるが、多くの場合このような保護措置は寡婦にのみ適用される。カナダのマニトバ州では、生存配偶者は夫も妻も「家産」に対し生涯不動産権を有する。しかし、たとえば遺産、年金、生命保険等の形で他の財産を取得すれば、「家産権」は得られない。

## グループ2. 生存配偶者が他の相続人と同順位になる国と地域

52. 以上のべたグループは生存配偶者に特別の規定を適用する国々である。次のべる一群の国々では生存配偶者は相続人の一人として一般に他の相続人と同等に、あるいは一定の割合で相続するが、そのほかにたとえば一定額の支払いをうけるとか使用権をうける等の特別の取扱いをうけることはない。このグループにはいるのは、チリ、サイプラス、エルサルバドル、インド（ヒンズー法とバルシー法を行なう住民）、日本、メキシコ、オランダ、オランダ領アンチル、

パキスタン（ヒンズー法とパルシー法を行なう住民）、サラワク、タイ、トルコ、ウクライナおよびソ連の諸国である。パキスタン（ヒンズー法を行なう住民）を除く以上の諸国では何れも生存配偶者としての夫と妻の権利に差別がない。

5.3 チリ、メキシコ、オランダ等の国々では生存配偶者は子もしくは最近親者と共同相続するが、相続分は必ずしも平等ではない。たとえばチリでは、子供が1人のときは、生存配偶者は子供と同じだけ相続するが、子供が1人以上の場合は、配偶者の相続分は2倍になる。メキシコの民法では、配偶者と子は等分に相続するが、配偶者に別産があればその者の相続分は減額される。配偶者と尊属が相続人である場合は、配偶者は2分の1を、配偶者と兄弟姉妹が相続人のときは、3分の2を取得するが、減額はされない。オランダでは、被相続人が再婚をしており、前婚による子があるときは、再婚の妻の相続分は遺産の4分の1を超えてはならないこととなっている。前婚の妻はその婚姻による子とともに相続する。遺産の相続分とは別に、生存配偶者はまた遺産検証の評価にもとづき、個人用品や家庭用具、装飾品などを保有する権利を有する。

5.4. 生存配偶者が相続人の一人として他の相続人と遺産を平等に相続する国は、サイプラス、サラワクおよびトルコである。白ロシア、エルサルバドル、タイ、ウクライナおよびソ連では、生存配偶者は第1順位の相続人の一人として、第1順位の他の相続人と均等に相続する。エルサルバドルでは、第1順位の相続人は嫡出子、婚姻外の子（母の遺産相続の場合）、父（法定親子関係の）、母（嫡出子および婚姻外の子の）、および生存配偶者である。タイでは配偶者と直系尊属である。白ロシア、ウクライナ、ソ連では、第1順位の相続人は、生存配偶者、子（養子を含む）、労働不能の父母、および被相続人の死亡時において少くともその1年前からその者の被扶養者であったもので労働不能の者、となっている。このほかにソ連では孫をこれに加えているが、この場合は1人1人でなく孫全体で相続分を得る。

5.5. インドとパキスタンのパルシー教徒の法律では、生存配偶者（夫または妻）は子とともに相続する。インドでは寡婦と息子の相続分は娘の2倍になる。インドのヒンズー教徒の法律では夫も妻も第1順位の相続人となるが、パキスタンでは夫と妻の地位に多少の相違がある（パキスタンのヒンズー教徒は東パキスタンではダヤバガ法を、西パキスタンではミタカハラ法を行なう）。すなわち寡婦は相続人として息子と相続分を同じくするが、この相続権は妻の生存中に限られ、妻の死後その財産は妻の相続人に譲渡されることなく、夫の次の相続人、すなわち復帰権者と呼ばれる者が相続する。これに反し、夫は相続人の中に加えられていない。ダヤバガ法によれば、婦人の自己取得財産または専有財産（stridhana）は、兄弟、父または母がない場合にかぎり夫に譲渡される。またミタカハラ法によれば、夫は子がない場合にかぎり相続する。

### 第3グループ：生存配偶者が他の相続人より後順位となるかもしくは相続人とならない国と地域

5.6. この報告書に含まれる少数の国と地域では、生存配偶者は一定の相続人がない場合のみ無遺言遺産に対する相続権を有し、また、僅かの例では、配偶者は相続権を全くもたない。たと

えばブラジルとカメルーンでは、配偶者は直系尊属または尊属がない場合にかぎり相続権を有する。ドミニカ共和国では、生存配偶者はすべての適法の親族および私生子（natural children）によつて排除され、セイシエルズでは、嫡出子、尊属、兄弟姉妹または親等以内の相続人によつて排除される。

5.7. 僅かの例では生存配偶者は使用権を得る。西ドイツでは、農地財産の承継について配偶者の順位は直系尊属のあとになる。しかし、相続人が死者の直系尊属であるときは、配偶者は相続人が25才に達するまで農地財産の管理権と使用権を有し、その後は終身にわたり、このような場合の慣習相当の老令扶養を相続人から要求することができる（隠居分—Altenteil）。サンマリノでは、生存配偶者は直系尊属、直系尊属および全血または半血兄弟姉妹のあとの順位で相続する。以上の順位の相続人があるときは、配偶者は遺産の2分の1に対する使用権を得るが、嫡出子が2人以上あればこれは3分の1に減じる。しかし使用権はその必要性が認められたときに限りその権利を主張しう。

5.8. ルクセンブルグでは、生存配偶者は男女を問わず、子と両親がない場合にだけ遺産を相続する。しかし相続権がないときは使用権がある。この権利は未処分財産にのみ適用し、使用権が与えられる財産の割合は最近親者の取得する相続分によつて相異なる。生存配偶者は夫婦の住居に対する使用権をえらぶ権利をもつ。この場合、住居が共同体に属するか被相続人の専有物であるかは問われないが、その価値が生存配偶者（夫または妻）にみとめられた使用権の価値を超えないことを条件とする。この選択の権利は家具、土地、家畜等にも及ぶ。使用権は同価値の「賃貸料」、年金または終身収入の形にかえることもできる。

5.9. このグループの以上にのべた諸国および地域では、寡婦と寡夫を差別していないが、慣習法を行なう2つの地域では、寡婦は夫の遺産に対する相続権もしくは何らかの利益を得る権利を全く与えられていない。すなわちスワジランドでは寡婦は相続権を全く有しない。しかし、慣習法では死亡した夫の兄弟が慣習にしたがつてその寡婦を相続（寡婦の承継）し扶養しなければならないことになっている。ホンコンの中国慣習法では、寡婦は何物をも受ける権利もないが、本人の長男によつて扶養され、長男がこれを怠れば刑事上の罪に問われる。

### （追加）

ケニアのヒンズー法では、生存配偶者たる夫は相続人の1人となる。ある宗派では夫は妻の遺産を自分の男子直系尊属と共同相続するが、他の派では夫は相続人ではあるが男子直系尊属のあとの相続順位となる。これに反して寡婦は夫の遺産を相続する権利をもたない。しかし夫の死後妻は扶養を受ける権利または夫の遺産から若干の収入をうける権利を与えられ、いずれにせよ亡夫の親族が寡婦を扶養する義務を負う。

フィンランドでは、生存配偶者は相続人とはならないが、夫婦の財産を合算した総額の2分の1を取得する権利がある。配偶者の一方は自己の所有財産がこの2分の1の額より少ないときは、他方の財産からその不足分を取得する権利がある。合算総額が極めて少額であるときは、生存配偶者たる夫または妻は、相続人に優先して家財道具や必要な労働用具を得る権利がある。

## 死亡配偶者の債務

6.0. 一般に死亡配偶者の個人的債務は遺産全体の債務となるが、若干の国々では生存配偶者または相続人の債務となり、また他の国々では、夫婦の共有財産あるいは死者の別有財産の債務となる。債務弁済義務者の性別による差別を設けている例はない。

6.1. 中国、日本、スウェーデンおよびトルコでは、相続人が死者の債務に対して責任を負う。中国では相続人の共同責任となる。日本では、相続人は、相続によって得た財産の限度において責任を負うという条件付きで債務を受けつぐことができる。スウェーデンでは、法定相続人が遺産管理を放棄しない限り死者の個人的債務は法定相続人の債務となるが、放棄した場合は遺産の債務となる。トルコでは、相続を拒否しなかつた相続人は債務に対して責任を負う。

6.2. デンマークでは生存配偶者が遺産の不分割占有権を保有するときは債務に対して責任を負うが、その他の場合は、資産と負債を含めた相続を承認するか、分配責任者として遺産を承認するときにかぎり、責任を負う。ウクライナでは、取得した相続財産の正味価値の限度においてのみ債務に対して責任を負う。

6.3. 若干の国と地域（今回の調査ではチリ、ドミニカ共和国、ルクセンブルグ、モーリシアス、メキシコ、ポルトガルを含む）の法律は、夫婦の共有財産に関して生じた債務は共有財産の債務となり、別有財産に関して生じた債務は別有財産の債務となる、と規定している。このうちチリ、ドミニカ共和国およびモーリシアスでは、夫婦が共産制をとるときは、死亡した夫または妻の個人的債務は共有財産の債務となるが、夫婦が別産制をとるときは、死者の個人的債務は遺産の債務となる。但し、ドミニカ共和国では、亡夫の債務は夫婦の全共有財産の債務となるが、亡妻の債務は妻の持分の負担となる。

6.4. ペルーの民法では、婚姻継続中に夫が作った債務、および妻が共有財産に負担せしめうる場合において妻の作った債務は、共有財産の債務となる。死者の個人的債務は遺産総額の限度において遺産から弁済されるが、遺産に含まれない財産に対し不足分回復請求の訴訟を起すことはできない。

（追加）

追加報告に含まれるカナダの諸州およびフィジーとケニアでは、死亡配偶者の債務は遺産全体の債務となる。アメリカ合衆国の「別産制」をとる諸州においても同様である。「共産制」をとる諸州においては、共有財産に関して生じた債務は共有財産の債務となる。通常共有財産は妻個人の債務は負担しない。しかし、カリフォルニア、アイダホ、ニューメキシコの各州では、夫個人の債務は共有財産の債務となる。

フィンランドの法律では、死亡配偶者の個人的債務は本人の遺産の負担となる。しかし、夫婦共通の支出のために生じた債務は残存する夫の債務とはなるが、残存する妻の債務とはならない。

寡婦産権、寡夫産権およびマール mahr

6.5. 若干の国と地域では、寡婦産権または寡夫産権によって生存配偶者に一定の権利が生じる。

たとえばバーミユダ、シンガポール、スコットランド、ジャージーでは、妻は亡夫の一定の財産上に寡婦産権を有し、この権利は財産の3分の1に対する生産権の形をとる。同時にまた夫は亡妻の一定の財産に対して寡夫産権を有し、これは全財産に対する生産権の形をとる。一般に再婚はこれらの権利の享有に影響しない。バーミユダとシンガポールでは、この権利は各配偶者の不動産に関して生じる。ジャージーでは寡婦産権は夫が婚姻時に有し、婚姻中に相続し、死亡時に所有したすべての不動産に及ぶ。スコットランドの法律では、妻の寡婦産権は「3分の1権 (terce)」とよばれており、この権利は「不動産遺産 (heritable property)」に付随する。ガンジーでは、1954年の相続法施行前に死亡した配偶者の財産についてのみ寡婦産権、寡夫産権が発生する。タンガニカでは、寡婦産権と寡夫産権とを差別することなく、生存配偶者は性別に関係なく遺産分配のさいの取分に加えて、亡夫又は亡妻の自由保有地の3分の1に対する生産権を取得する。シンガポールとスコットランドでは、夫はその妻との間に子があるときにかぎり寡夫産権を得る。

（註）「寡婦産権」とは寡婦が亡夫の不動産中に自分の一生間だけ権利を有する取得分である。コ

モン・ローではこれは夫の土地の3分の1である。「寡夫産権」とは、夫が妻の死亡にさいし、その妻との間に子がある場合は、妻の土地全部に対して、一生間だけ有する不動産権である。

6.6. 英本国とウェールズでは、寡夫産権は特殊な場合にだけ発生する。モントセラトでは寡婦産権はないが、1945年法律第4号無遺言追遺法の施行前に結婚した者については、夫は妻が死亡時に有した自由保有地全体に対し寡夫産権を有する。

6.7. ブラジルの法律は原則として寡婦産権、寡夫産権を認めないが、1941年4月9日の法律第3200号（1943年1月13日の法律第5187号によって修正）は寡婦産権に似た一種の権利を定めている。すなわち、ブラジルの婦人が完全共産制以外の財産制によって外国人と結婚した場合は、妻は夫の死亡にさいし、夫婦または夫にブラジル人の子があるときは亡夫の財産の4分の1に対する使用権を、そのような子がないときは2分の1の使用権を取得する。マルタでは、夫が妻に先立つて死亡したときに妻が一定額の金を受けとるよう、法律は夫にその支払いを義務づけている。もし夫が支払いの契約をしなかつたときは、法律は寡婦産の約束があつたものとみなし、その額は200ポンドを超えない金額において裁判所が定める。ポルトガルでは、生活の手段をもたない夫または妻は遺産から「扶養料 (alimantio)」を受ける権利がある。この権利は再婚によって失われる。

6.8. スワジランドでは、夫は生存中に妻に財産を割当てて (Liphakelo)。夫の死後、妻はこの財産を手放さず家族のために使つてもよく、また家の末の息子に相続させてもよい。もし寡婦が亡夫の親族以外のものと再婚すれば、その財産は亡夫の親族のもとにのこされる。しかし通常再婚は許されず、寡婦は亡夫の兄弟の世話になる。

6.9. アデン、アフガニスタン、ブルネイ、セイロン、インド、パキスタン、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、タンガニカ、ザンチバルで行なわれている回教法では、妻は結婚にさいしマール (mahr) とよぶある種の権利を得る。マールは夫から妻への財産の譲渡であり、こ

これは「即時」つまり婚姻の完了と同時に譲渡義務を生じ請求あり次第与えるべきものとなつてい  
る場合もあるが、まだ「据置き」すなわち死亡または離婚による婚姻終了時に与える場合もある。  
現金のこともあり、他の財産のこともある。妻の額は協議によつて決められるが、裁判所が額を定めることもある。妻はマールを要求して訴訟  
をおこすことができ、また夫の死後はマールの回復のために債権者たる権利をもつ。再婚によつ  
てもこの権利は変わらない。

70. このほかセイロンではいくつかの法制に妻の寡婦産権の規定があるが、これに対応する夫  
の権利を定めたものではなく、ただローマ・オランダ法では配偶者の何れか一方が死亡したときに  
「do uaric」を譲渡するというとりきめを婚姻前契約の中に入れることができることとなつ  
ている。テサヴァマイ（タミル法）は、娘の結婚のときに両親は「持参金（dowry）」を与  
えるべきこと、これは娘の別有財産とみなされることを規定している。夫がこれを浪費したとき  
は、夫の取得財産すなわちThe diathetamによつてつぐなわなければならない。カンディアン  
法では、娘が結婚のために家産の中から贈与を受けたときは、娘は世襲財産の相続から除外され  
る。

（追加）

カナダのブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、サスカチエワンの各州、フィンランド、ケ  
ニヤ（婚姻契約にそのとりきめがある場合を除いて）、およびアメリカ合衆国の「共産制」をと  
る諸州においては、寡婦産権、寡夫産権はない。しかし、ブリティッシュ・コロンビア州では  
1960年の改正制定法「妻保護法」407章によつて妻（もしくは妻のために夫）は同法の規定  
にもとづき夫婦の家産財産を登記することができ、この登記の結果として夫は妻の承諾なく当該  
財産を処分しえなくなる。

アメリカ合衆国政府の報告は次のように述べている。

「コモン・ローの背景をもつ諸州の約半数がコモン・ロー上の寡婦産権を事実上保持してい  
る。しかし若干の州はこの権利をさらに妻に有利なものとしており、たとえば夫の土地の3分  
の1でなく2分の1に対する生涯権を寡婦に与えている。またいくつかの州では、妻は寡婦産  
権のかわりに不動産所有権をとりうるよう選択の自由がある。他の諸州では寡婦産権は名目上  
も事実上も廃止されており、これにかわる制度のもとではおおむね妻は寡婦産権に似た有利な  
権利を与えられるか、若干の例では夫の死亡時の財産中に絶対的相続分を得る。……」

「寡夫産権も寡婦産権と同じくコモン・ローの背景をもつ諸州だけで行なわれている。多く  
の州の制定法は、コモン・ローにもとづく寡夫産権の内容の一部を次のように修正している。  
すなわち、(1)夫婦間に子が生まれなくても夫は寡夫産権を得る。(2)妻が死亡時に所有した土  
地または妻が遺言処分をしなかつた土地のみに寡夫産権を制限する。またいくつかの州の新しい  
法律は、妻の全不動産上に夫が有する生涯権の制度を廃止して、妻の不動産の一定部分に対  
する生涯権または完全な所有権を夫に与えることを定めている。しかし、若干の州は、夫に対  
し妻の財産上のこのような権利を全く与えず、妻が遺言または譲渡によつて夫にこの権利を与

えることもできない。」

生存配偶者たる夫または妻の権利は再婚によつて影響をうけない。

カナダのノヴァスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランドの各州とフィジー  
には、寡婦産権と寡夫産権の制度がある。ノヴァスコシア州では、妻はコモン・ロー上の寡婦産権  
のほか、夫がエクイティ上の権利をもつ土地に対し制定法の定める寡婦産権を得る。ただし未  
耕作地については妻は権利をもたない。妻の権利は再婚によつて影響されることはないが、妻が  
普通をした場合は夫の宥恕がなければ、妻のこの権利に影響が及ぶこととなる。夫は寡夫産権を  
有し、この権利は再婚によつても、また宥恕のない普通によつても、影響されることはない。オ  
ンタリオ州では夫が寡夫産権をとるにはこれを選ぶ旨の意思表示をしなければならないが、妻の  
場合は、寡婦産権をとらない旨の意思表示がないかぎり、寡婦産権をとるものとされる。

カナダのケベック州では寡夫産権の制度はないが、妻には寡婦産権がある。この権利は婚姻契  
約中に明示することができ、もしその明示がなければ、「慣習上の寡婦産権」として与えられる。

慣習上の寡婦産権の内容としては、婚姻成立のとき夫の所有した不動産の2分の1と、婚姻継  
続中に夫が父、母または他の尊属から取得した不動産の2分の1について、妻のために使用権と  
子供のために所有権が与えられる。この権利は夫の死亡の直後から行使される。

ケニヤの回教法では、妻はマール mahrを得る。

#### 夫婦の同時死亡

71. 夫婦の同時死亡に関して各国各地域の法律はかなりまちまちであるが、死亡した夫と妻につ  
いて差別をつけている例は少ない。アデン、アフガニスタン、オーストリア、セイロン、ドミニカ、  
モントセラト、南アフリカ、スウェーデン、タンガニカ、トリニダッド・トバゴ、ソ連、イギリ  
ス（北アイルランド、ガンジー）では、夫婦のいずれかの死亡を先とする推定は行なわれない。  
したがって夫婦は同時に死亡したものとみなされることとなる。オーストラリア（サウスオース  
トラリア州、ウェスタンオーストラリア州）、ブラジル、チリ、コスタリカ、エルサルバドル、  
西ドイツ、ホンジュラス、ハンガリー、インド（ヒンズーを除く）、イラン、イラク、イタリア、  
メキシコ、オランダ、オランダ領アンチル、ニュージーランド、ノールウェー、ペルー、ポルト  
ガル、サンマリノ、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、ザンチバル、マン島では、法律の中に  
同時死亡推定の規定がある。一般にこれらの国々配偶者の一方が他方を相続する権利の推定は行なわ  
れず、また一方の相続人が他方の相続人より優先的に取扱われることもない。しかしオースト  
リアのウェスタン・オーストラリア州とニュージーランドでは死亡した各配偶者の遺言は、他方  
が先に死亡したとき同様の効力を生じる。

72. スコットランドでは、生残者権の問題は立証事項である。英領ギアナ、ジブラルタル、ジ  
ヤマイカ、シエラレオネでは、コモン・ローの規則が適用される。すなわち、立証責任は生残者  
権を立証しようとするものが負う。しかし、オーストラリアのニューサウスウェールズ、ヴィク  
トリア、クイーンズランド、タスマニアの各州、バーミューダ、グレナダ、ホンコン、ナイジェリア、



シンガポール、セントヴィンセントおよびイギリス（英本国、ウェールズ、北アイルランド）では、年令の上のものが下のものより先に死亡したものと推定される。

73. 以上にのべた国と地域では、性別による差別を設けているところはない。しかし、僅かな例ではあるが、差別をつけているところもある。たとえばサイシエルズでは、年令の高い方を先に死亡したものとして推定するが、死亡した夫婦が同年令であるか、年令の差が1年以内であるときは、夫の方があとに死亡したものと推定される。ジャージーでは、妻は常に先に死亡したものとなされる。ドミニカ共和国、ルクセンブルグ、モーリシアスの法律では、一般に死亡順位は一定の条件によつて推定される（たとえば、年令、性、等）。しかし、死亡者が15才以上60才以下で、夫婦の年令差が1年以内のときは夫があとに死亡したものと推定される。年令差が1年を超えるとき、および夫婦とも60才を超えるときは、年令の高い方が先に死亡したものと推定される。死亡した夫婦がともに15才未満のときはその反対になる。マルタでは年令の範囲が違つており、夫婦とも14才以上35才以下であるとき、または夫婦とも35才を超え、年令差が5才以内であるときは、夫があとに死亡したものと推定され、その他の場合は年令の下のものがあとに死亡したものと推定される。但し2人とも14才未満のときはその反対となる。

（追加）

カナダのマニトバ州、フィンランド、ケニヤ（すべての法制のもとで）、およびアメリカ合衆国のすべての州では、夫婦の同時死亡にさいし、いずれか一方の死亡を先とする推定は行なわれない。カナダのブリティッシュ・コロンビア、ノヴァスコシア、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、サスカチエワンの各州とフィジーでは、年令の上の者が先に、下の者があとに死亡したものと推定されるが、性別による差別はない。しかしカナダのケベック州では、妻の死亡を先とする推定が行なわれる。

#### 第4節 無遺言相続における離婚の効果

74. 多数の国と地域の法律は、婚姻解消の判決によつて夫婦相互間の相続権が消滅することを規定している。次の諸国がこれに該当する——オーストラリア（ニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、サウスオーストラリア、ウェスタンオーストラリア、タスマニアの諸州）、パース、ニュダ、英領ギアナ、英領ホンジュラス、ブルネイ、セイロン、中国、コスタリカ、サイプラス、デンマーク、ドミニカ共和国、ジブラルタル、ギルバート・エリス群島、グレナダ、ホンコン、ハンガリー、イスラエル（この国のユダヤ法では、離婚後死亡した者の相続人は、もとの配偶者が死者に対し給付義務を有し未払いとなつていゝる財産についてこれを請求する権利を有する）、ジャマイカ、日本、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、メキシコ、モントセラト、ナイジェリア、ノールウエー、ペルー、サラワク、サイシエルズ、シエラレオネ、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンガニカ、タイ、トンゴ、トルコ、ウクライナ、ソ連、イギリス（ジャージー、マン島）。

75. しかし、若干の国々と地域では、離婚した夫または妻が死亡したもとの配偶者の遺産に対し一定の相続権をもつこともある。たとえばニュージーランド、南アフリカ、オーストラリア（タインズランド州）の例のように、離婚に関する裁判所の命令にしたがつて財産処分が行なわれるところでは、その財産の相続は命令の内容如何にかかゝる。英本国とウェールズ、北アイルランドでは、裁判所は離婚した夫または妻に対して死者の遺産の一部を譲渡させる権限を有し、ドミニカでは離婚した夫または妻は、相互間の契約の中にそのようなとりきめがあれば、もとの配偶者の遺産を相続する。エルサルバドル、ノールウエー、セントヴィンセント、トリニダッド、トバゴでは、離婚判決によつて与えられた財産権は、死亡配偶者の遺産の一部となる。

76. イギリスのコモンローを行なう国々と地域では、一般に、離婚した夫婦が共同で所有する財産は夫婦の一方の死後は生存者に帰属するが、若干の国々では、共同所有の財産または共有財産の一部である財産に対する権利の決定には裁判所の命令が必要となつていゝる。たとえばインドのヒンズー法では、共同財産に関して裁判所の命令をうることが可能であり、また同国のパルシー法では、共同財産が生存配偶者に帰属するという規定がないので、裁判所に訴えるという手段をとることができる。ガンジーでは、共有財産について裁判所はその帰属を決定する命令を下すことができる。またホンジュラスでは、離婚判決は共同所有財産の処分方法について定めねばならない。

77. 離婚訴訟が提起されたのちその最終判決が決定しないうちに配偶者の一人が死亡した場合の生存配偶者の相続権については、オーストラリア（ヴィクトリア州）ではこのような場合の財産は「生存配偶者が死亡した相手方に先立つて死亡した」かの如くに相続されるが、一定の事情のもとでは生存配偶者は遺産に対する請求権を有し、その額は裁判所が定める。西ドイツでは、離婚の判決は離婚した夫婦の一方による相続をさまたげ、また離婚訴訟が提起されたのち原告が死亡したときは、生存配偶者は本人が有資当事者とみられれば相続をさまたげられる。オースト

ラリアでは、無資当事者は、婚姻契約によつて生存配偶者に帰属する一切の財産を相続する権利がある。同様ポルトガルでも、有資当事者は相続権を失うが、無資当事者は失わない。

78. 離婚による婚姻解消について法律に規定のない諸国においても、婚姻関係の訴訟が相続権に影響することはある。たとえばサンマリノでは、婚姻取消によつて相続権が消滅する。ただし不適法婚姻の取消の場合は、取消原因のあることを知らなかつた当事者はこの権利を失わない。チリでは、裁判別居の判決があつたとき、財産権はもとの配偶者に復讐することはないが、有資当事者として判決をうけた方の配偶者は、他方の無資言相続財産に対する相続権を失う。イタリアでは、外国の離婚判決が認められる場合、判決の行なわれた国の法律による離婚の効果（相続権に対する）が考慮にいれられる。

79. 以上に述べた国々と地域では、離婚した者ないしは別居や取消の訴訟当事者となつた者の相続権について性別による差別を設けていない。しかし若干の国や地域では差別のあることがある。たとえばスコットランドでは、離婚における有資当事者は、夫であつても妻であつても、相続権を失うが、妻は無資当事者であれば「遺産」の相続権を保有するのに対して、夫はたとえ無資であつてもこの権利を失う。離婚請求の反対訴訟が提起され、両方に離婚判決があつたときは、妻もこの権利を失う。アフガニスタン、イラン、イラク、パキスタン、ソマリ共和国、シエラレオネ、タンガニカ、ザンチバル等の回教法を行なう国や地域では、取消しうる離婚の場合には妻は夫の遺産を相続しうる。確定的な取消しえない離婚の場合にも、夫が最後の病氣中に妻を離婚しイダIdda（所定の待機期間）の終了前に死亡すれば、妻は相続しうる。その他の場合は、離婚された妻に相続の権利は全く認められない。ただ、幼児の扶養料とイダの期間中自分の扶養料を要求しうるだけである。共同所有の財産は離婚によつて影響されず、所有権は存続する。

80. 子の死後両親がその財産を相続する権利のあるところではこの権利はどの国や地域でも離婚判決によつて影響されない。

#### （追加）

ケベック州を除くカナダの全州、フィジー、フィンランド、ケニヤおよびアメリカ合衆国のすべての州では、婚姻解消の判決にともない、配偶者相互の相続権が消滅する。（ケベック州にはこのような法律規定はない。）離婚に関する裁判所の命令にしたがつて財産の処分が行なわれる場合は、当該財産の相続は判決の条項によつて決定する。ケニヤの回教法では、離婚した妻は死亡したもとの夫の遺産中から、マールの未払い分を請求することができる。

追加報告中のどの国や地域でも、子の遺産に対し両親に相続権がある場合は、この権利は離婚判決によつて影響されることはない。

## 第5節 婦人の相続法上の能力

### (a) 未婚婦人

81. 一般に、未婚婦人は無遺言相続に関し未婚の男子と同一の相続法上の能力を有する。すなわち、無遺言相続を承認または放棄する能力を有し、相続回復の訴訟提起の権利を有し、無遺言遺産の管理人に指定される権利を有する。次の諸国がこれに該当する。——アデン、アフガニスタン、オーストラリア全州、オーストリア、ブラジル、英領ギアナ、英領ホンジュラス、ブルネイ、白ロシア、カメルーン、セイロン、チリ、中国、コスタリカ、サイパス、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ジブラルタル、グレナダ、ホンジュラス、ホンコン（中国慣習法を行なう住民を除く）、ハンガリ、西ドイツ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、メキシコ、モントセラト、オランダ、オランダ領アンチル、ニュージーランド、ナイジェリア、ノールウェー、パキスタン、ペルー、サンマリノ、サイツェルス、シエラレオネ（慣習法を行なう住民を除く）、シンガポール、ソマリ共和国、南アフリカ、セントヴァインセント、スウェーデン、スイス、タンガニカ（慣習法を行なう住民を除く）、タイ、トンガ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、ソ連、イギリス（マン島）、ザンチバル。

82. 相続法上の能力に関し、とくに遺産管理について差別待遇を設けている例がいくつかある。たとえばサラワクでは、未婚婦人は独身の男子と同等の能力を有するが、ただ無遺言相続財産の管理人に選任されうるのは他にその資格ある者がいない場合にかぎられており、その優先順位は、死者の夫、男子相続人、父、兄弟、死者の妻、最も近い男子親族の順となる。同様ポルトガルでも、未婚婦人は管理人に選任されうが、三親等以内の男子親族が優先する。

#### （追加）

追加報告に含まれるほとんどの国と地域において、未婚婦人と独身男子の間に差別はない。ただ、アメリカ合衆国の若干の州では、遺産管理人の選任にさいして、兄弟は姉妹に優先することが法律に定められている。

### (b) 妻

83. 大多数の国は婚姻前と婚姻後における婦人の相続法上の能力に差を設けていないが、いくつかの国では、婚姻によつて婦人の能力に一定の制限が加えられる。

84. 多数の国の法制のもとでは、夫婦の財産関係は法定もしくは契約にもとづく夫婦財産制によつて支配される。夫婦財産制のもつとも一般的な形は共産制（絶対的または制限的）と別産制である。共産制は多くの国では、これと異なる契約がない場合に法定制度として行なわれるものであるが、この制度では共有財産の管理権を夫がもつ例が多く、その結果として妻の財産（相続財産も含めて）管理能力が制限されることとなる。今回の調査に含まれる多数の国と地域——ブラジル、チリ、ルクセンブルグ、マルタ、ペルー、ポルトガル、南アフリカ、スワジランド



(ローマ・オランダ法を行なう住民を除く)、スイス、タイ、において、共有財産は夫と妻の共同所有に属し夫がこれを管理する。他のいくつかの国と地域では、共有財産は夫婦が共同で所有し且つ共同で管理する。ブラジル、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ領アンチル、ポルトガルを含む少数の国々では、夫婦財産制とは関係なく、妻は婚姻そのものによつて民事上の能力を奪われる。これらの国では、妻は夫の承認がなければ相続の承認や放棄をすることも、相続した財産を管理することもできない。妻の民事能力の制限は遺産管理人となる権利にも及ぶ。

8.5. この報告書に含まれる国々のうち、ブラジルとスイス、および住所に関しイギリスのコモン・ローを行なう国と地域——オーストラリアのクィンズランド州、英領ギアナ、ソロモン群島、英保護領、ブルネイ、フォークランド群島、ジャマイカ、ナイジェリア、北ボルネオ、イギリス

(英本國とウェールズ、スコットランド、北アイルランド、マン島)——においては、婦人は婚姻によつて自動的に夫の住所を取得する。これが住所の変更を意味するときは、その婦人が財産の管理を行なう区域の外に移ることになる場合もあり、管理人に選任される能力や、無遺言相続回復請求の訴訟を提起する能力が、これによつて影響される場合もある。

8.6. 一般に、各地の慣習法は相続上の能力の問題にふれていない。しかし、シエラレオネの慣習法を行なう住民の間では、家族が管理人を選任し、しばしば死者の兄が管理人となる。原住民裁判所は遺言検認の権限をもたないが、男子または女子が提起する相続回復請求の訴えを受理する。スワジランドでは、例外的な場合に、寡婦は長男の補佐により管理人としての行為をすることができる。

(追加)

追加報告に含まれるすべての国と地域は、婚姻前と婚姻後における婦人の相続法上の能力に差を設けていない。しかしアメリカ合衆国の若干の州では、夫は妻が関係するすべての訴訟手続に共同訴訟人として関与しなければならない。

アメリカ合衆国政府の報告によれば、<sup>\*</sup> 大多数の州は、妻の住所は夫の住所にしたがうと定めている。したがって、「財産相続分与法」によつて住所が遺産管理人の資格要件の一つとなっている州では、婦人が管理人に選任される権利が婚姻によつて影響をこうむることとなる。遺産管理人の選任について、父が母に優先する州もある。<sup>\*</sup>

8.7. 課税は多数の国や地域で行なわれており、これは一般に、死者の財産の価額に対して査定される遺産税の形をとるか、あるいは各受益者の取得分に対して賦課される相続税の形をとる。この両方の税を賦課する国もあるが、そのいずれか一方だけの国もあり、その場合は遺産税より相続税をとる例が多い。ほかにこの種の課税のない国もいくつかあるが、その場合でも裁判所や政府機関に手数料を納付するという例が若干ある。遺産に対して査定される遺産税の額または課税の仕方が被相続人の性別によつて影響されることはないが、相続税率が一率でなく、一定の受益者に対して特典をみとめる例はある。

8.8. たとえばオーストラリアのヴィクトリア州では、遺産の最終残余分を被相続人の完全な被扶養者であり寡婦である母親が相続したときは、これを同じく被扶養者である父親が相続したときより、税率が低くなる。英領ギアナでは、受益者が寡婦もしくは未婚の娘である場合は、最初の25,000ドルについては標準税率の2分の1の税率が適用される。その他の相続人でも障害者はこの特典をうける。イラクでは、未婚女子は2,000ディナーまでは特別免税の特典があり、未婚男子についても、18才以下で病気のため働けないものは同じ特典をうける。

8.9. シエラレオネでは、配偶者または子が相続する財産は免税となる。英領ホンジュラスでは、配偶者、父母、子は2分の1の税率で課税される。日本では、配偶者は2分の1の控除をうける。イタリアでは、配偶者間の相続の場合には、相続分または遺贈分から750,000リラが控除される。以上の例では、夫婦、父母、子供の性別による差別はない。

9.0. サンマリノでは、遺産相続人がサンマリノ国民でないとき、もしくは相続人であるこの国の婦人が結婚によつて夫の国の国籍を取得しているとき、これらの者が不動産の所有権を取得するためには12人最高会議の許可を要し、この許可を得たのち、不動産の価額の5パーセントに相当する相続税(普通の相続税のほか)を納めなければならない。

(追加)

ケニヤでは遺産税、相続税は賦課されない。フィンランドとフィジーではこの両方の税が賦課されるが、男女による差別はない。

カナダの多くの州は、中央政府に協力して遺産相続税を一本化するため、州税としての遺産相続税を廃止した。1958年のカナダ制定法 カナダ遺産税法によれば、生存配偶者たる妻は6万ドルの控除をうけるが、夫に対する控除は4万ドルだけである。ただし、妻の死亡当時夫が病弱であり、かつ21才以下の子がある場合(21才をこえていても病弱のため両親またはその一方の扶養をうけている場合)は例外とする。この法律ではこのほかに性別による差別はない。また州政府が課税する場合も、性別による差別はない。

アメリカ合衆国では、連邦税法には男女の差別がないが、相続税を賦課する州の中には、妻に対する控除を夫の場合より多くしている例が若干ある。

## 第2章 遺言相続

### 第1節 総論

9.1 遺言のない場合、死者の財産は法の定める規定によつて移譲されるが、遺言相続の場合には、財産は死者の遺言によつて移譲される。しかし、遺言能力および遺言で処分する自由が、法律によつて制限される場合もある。すなわち、遺言者が有効な遺言をする能力を持たない場合、遺言によつて処分される財産がある特定の財産のみに限定される場合、遺言による処分の自由が財産の一部分のみに限定される場合、受益者の数と範囲が限られる場合、あるいは、法律が遺言者に対してある特定の受益者のための遺贈を要求し、もしそれを怠ると、この受益者の利益を保護するために法が介入するという場合などである。遺言が遺産の一部分のみの移譲に関係するときは、残りの部分は無遺言相続として移譲される。

9.2 無遺言相続に関する婦人の権利と義務については、第1章ですでに述べた。本章では、未婚婦人および妻の遺言能力、遺言相続についての婦人の権利と義務、遺言によつて処分しうる財産および遺言によつて相続しうる財産の性質、遺言による処分の自由に対する制限、遺贈のない者に対する救済、および、死者の財産あるいは受益者の取得分に対する課税についてのべる。これらすべての点に、性にもとづく差別待遇の例がみられ、そのような場合は、通常、婦人が不利となっている。

## 第2節 婦人の遺言能力

### 婚姻前

9.3 多くの国および地域において、未婚婦人は独身男子と同じ遺言能力を有し、この能力は、成年に達すると同時に行使しうることとなるのが普通である。成年年齢は男女とも21才である例がもつとも多い。次の諸国がこれに該当する。—— オーストラリア各州、オーストリア、バーミューダ、ブラジル、英領ホンデュラス、白ロシア、カメルーン、チリ、コスタ・リカ、サイパス、デンマーク、ドミニカ共和国、ドミニカ、エル・サルヴァドル、フォークランド諸島、西ドイツ、ジブラルタル、グレナダ、ホンデュラス、ホンコン（中国慣習法を行なう住民を除く）ハンガリー、イスラエル、インド、イラン、イラク、イタリア、ジャマイカ、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、モントセラット、オランダ、オランダ領アンチル列島、ニュー・ジーランド、ノールウェー、ナイジェリア、パキスタン（回教徒）、ペルー、ポルトガル、サン・マリノ、サラワク、セイシェル群島、セント・ヴィンセント、スウェーデン、スイス、タンガニカ、タイ、トンガ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、ソヴィエト連邦、イギリス（英本国、ウェールズおよび北アイルランド、マン島、ジャージー島およびガーンジー島）。若干の国では、遺言能力をうける年齢は必ずしも成年年齢と同じではない。たとえば、中国では、男女とも16才で遺言をすることができ、オーストリアでは18才（成年21才）、日本では15才（成年20才）、メキシコでは16才（成年21才）、ポルトガルでは14才（成年21才）、また南アフリカでは16才（成年21才）となっている。

9.4 いくつかの国や地域は、男女の遺言能力年齢に差をつけている。たとえば、英領ギアナでは男女とも成年は21才であるが、遺言能力をうける年齢は男子14才、女子12才である。セイロンでは21才が成年となっているが、また法律は21才以下の男子もしくは18才以下の女子の遺言は、当人が政府から許可書の下付をうけるか、適法の婚姻をしている場合のほかは有効としないことを規定している。スコットランドでは、未成年者は遺言で動産を処分することができるが、不動産遺産（前記第18項参照）については兵役中あるいは航海中のものの場合に限られる。スコットランドの「未成年」は、女子は12才から21才まで、男子は14才から21才までである。ギルバート・エリス諸島の慣習法によれば、成年と遺言年齢とは同じであるが、男女によつて異り、男子は18才、女子は16才である。アーデン、アフガニスタン、ブルネイ、シエラ・レオネ、シンガポール、ソマリアおよびザンチバルの住民が行なう回教法は、独身男女は平等の遺言能力を有し、これは成年に達したときに取得するものであることを定めているが、この成年とは婚姻満期であり、必ずしも男女同一ではない。

9.5 未婚婦人が遺言能力を制限されているか、あるいはまったく持たない例もまれにはある。たとえば、パキスタンのヒンズー教徒の法律では、婦人の専有財産すなわちストリダナ財産については未婚婦人の能力は独身男子と同等であるが、父親もしくは他の親族から相続した財産に関しては未婚婦人は有効な遺言をすることができない。ホンコンの中国慣習法（前記第24項参照）

では、婦人は遺言能力を持たない。また、スワージーランドの慣習法には、男女に關係なく遺言行為についての規定がまったくない。

#### (追加)

追加報告に含まれるすべての国と地域では、成年に達した未婚婦人は独身男子と同じ遺言能力を有し、成人年齢は男女同一である。次の諸国がこれに該当する——カナダのブリテイッシュ・コロンビア、マニトバ、プリンス・エドワード・アイランド、オンタリオ、ケベック、ノヴァスコシア、サスカチエワンの各州、フィンランド、フィジー、ケニヤ、およびアメリカ合衆国の大多数の州。しかし、アメリカ合衆国の若干の州では、遺言能力を取得する年齢について男女間に差がある。いくつかの州では婦人が遺言をしようする年齢は男子より低くなっているが、1州では財産の処分に関して婦人には男子より高い年齢が定められている。

カナダのノヴァスコシア、ブリテイッシュ・コロンビア、オンタリオの諸州では、一般に、成人に達した者だけが遺言能力を有し、アメリカ合衆国の若干の州では、軍隊に所属する未成年者または船員である未成年者は有効な遺言をすることができる。アメリカ合衆国では、年齢制限は州の制定法が定めており、有効な遺言をしようする年齢は他の法的目的のために定めた成人年齢とは必ずしも同一でない。

#### 婚姻後

96. 調査を行なつた国の中で、婚姻によつて遺言能力に変化を生じない国は次の諸国である。

——アーデン、アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、バーミューダ、ブラジル、英領ギアナ、英領ホンデュラス、白ロシア、カメルーン、セイロン、チリ、中国、コスタ・リカ、サイプラス、デンマーク、ドミニカ、エル・サルヴァドル、フォークランド諸島、西ドイツ、ジブラルタル、ギルバート、エリス諸島、グレナダ、ホンデュラス、ホンコン、ハンガリー、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、メキシコ、モントセラット、オランダ、オランダ領アンチル列島、ニュー・ジージラント、北ボルネオ、ノールウェー、パキスタン、ペルー、ポルトガル、サン・マリノ、サラワタ、セインセル群島、シエラ・レオーネ、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、セント・ヴィンセント、スワージーランド、スウェーデン、スイス、タンガニカ、タイ、トンガ、トリニダッド、トバゴ、トルコ、ウクライナ、ソヴィエト連邦、イギリス（英本国、ウェールズ、北アイルランド、スコットランド、マン島、ジャージー島、ガーンジー島）。遺言に関する法律がイギリスのコモン・ローの影響をうけている多くの国では、婚姻はそれまでの遺言を無効にするが、遺言能力は影響を受けない。英領ホンデュラス、ハンガリー、ニュー・ジージラントおよびオーストラリアのタスマニア州の法律は、未成年者は婚姻によつて遺言能力をうけることを規定している。

97. 大部分の国や地域では、遺言能力は婚姻解消や離縁によつて、もしくは別居や婚姻取消によつて影響を受けることはない。ナイジェリアおよびザンチバルでは、妻の遺言能力は夫の住所地去によつて制限されることがあるが、上記の事由によつて回復する。ハンガリーの民法の規定

では、未成年者が婚姻した場合、婚姻時において配偶者の一方が法的に不適格であつたとか、もしくは後見人の承諾を欠いていたという理由のために裁判所がこの婚姻を取消したときは、この未成年者が婚姻によつて取得した遺言能力は失われる。

98. 多くの国は共同遺言の作成を認めている。実際には、このような遺言は通常夫婦によつて、相互のために作られ、法律に夫婦の一方が受くべき一定の相続分の規定がない場合には、この共同遺言が各配偶者の他方の財産に対する権利を保証するものとなる。共同遺言を認める国は次の諸国である。——アーデン、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、タスマニア州）、オーストリア、バーミューダ、ブラジル、英領ギアナ、英領ホンデュラス、セイロン、チリ（ここでの共同遺言は「同時的・相互的」である）、中国、サイプラス、コスタ・リカ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、西ドイツ、ジブラルタル、ギルバート、エリス諸島、グレナダ、ホンコン（中国慣習法を行なう住民を除く）、インド（夫婦の一方が共同遺言の定める利益を得たのちは、この共同遺言は配偶者の一方の死後これを変更することはできない）、イラン、イラク、イスラエル（判例により）、ジャマイカ、マルタ（共同遺言がし得るのは夫婦のみで、それはインドと同様、変更ができない）、モントセラット、ニュー・ジージラント、ナイジェリア、ノールウェー、パキスタン（ヒンズー教徒、パルシー教徒、キリスト教徒）、サラワタ（中国、マレーおよびメラネシアの法律を行なう住民）、シエラ・レオーネ、シンガポール、西アフリカ、セント・ヴィンセント、スワージーランド、スウェーデン、タンガニカ、タイ、トンガ、トリニダッド、トバゴ、トルコ、イギリス（スコットランド、マン島、ジャージー島、ガーンジー島）、ザンチバル。オランダでは、共同遺言に関する法律規定はないが、婚姻契約によつて夫婦はそれぞれの財産の処分を指示することができる。

99. 共同遺言は次の諸国では無効である。——アフガニスタン、オーストラリア（ヴィクトリア州、南オーストラリア州、西オーストラリア州）、エル・サルヴァドル、ホンデュラス、ハンガリー、イタリア、日本、ルクセンブルグ、モーリシアス、メキシコ、パキスタン（回教法による住民）、ペルー、ポルトガル、サン・マリノ、サラワタ（ダイヤク法による住民）、セインセル群島、スイス、ウクライナ、ソヴィエト連邦およびイギリス（英本国、ウェールズ、北アイルランド）。

100. 夫婦の同時死亡が遺言の効力に影響を及ぼす場合もあるが、これに関する諸国の慣行についてはすでに述べた。（第1章第71～73項参照）

#### (追加)

追加報告に含まれるほとんどすべての国と地域では、婚姻は遺言能力に影響を及ぼさない。ケニヤのヒンズー法諸派のあるものは、妻の遺言能力は夫の許可を条件とすると定めているが、婚姻が婦人の遺言能力に影響を及ぼさない派もある。カナダのプリンス・エドワード・アイランド、ブリテイッシュ・コロンビア、サスカチエワンの諸州では、婚姻はそれ以前の遺言を無効とするが、遺言能力には影響しない。アメリカ合衆国の2州では、妻は未婚婦人よりも早く遺言能力をうける。また、少くとも他の5州ではこの権利を夫と妻に与えている。

### 第3節 遺言相続に関する権利と義務

若干の法制のもとでは、婦人は婚姻によつて夫の住所をとり、その住所の法律が財産の処分に關する婦人の能力を支配する。ケニヤがその1例である（インド相続法の同国適用による相続の場合）。

追加報告中、ケニヤ、カナダのノヴァスコシア州およびアメリカ合衆国を除く他のすべての国では、婦人の遺言能力は離婚、別居または婚姻取消によつて影響されない。ケニヤでは、インド相続法の同国適用による相続においては、妻は婚姻の解消または終了の後住所を変更するが、住所を変更したときは妻の能力に影響が及び、その後は妻の選んだ住所の法律が財産の処分の能力を支配する。カナダのノヴァスコシア州では、妻の住所は、有効なもしくは取消すべき婚姻の継続期間中は、夫の住所にしたがうが、婚姻が最初から無効であれば、婦人は「推定上の夫」の住所をとることはない。婦人は夫の死亡、離婚、裁判別居の後、別の住所をとることができる。これは合意による別居には該当しない。アメリカ合衆国の報告は次のように述べている。

「死亡または離婚による婚姻の解消は妻としての身分にともなう無能力を除き、各配偶者はそれぞれの所有する別有財産に対する遺言能力に關し独身者の地位を回復する。裁判別居にさいし契約または判決によつて夫婦の財産權に關するとりきめをした場合および婚姻取消の場合も同様遺言能力に關する独身者の地位を回復する。」

追加報告中1例を除くすべての国と地域では、夫婦は共同遺言をすることができる。カナダのケベック州では共同遺言は無効である。共同遺言の定めのある国や地域のうちの若干例では、残存者にこの遺言を実行させるために特別の規定を設けている。カナダのノヴァスコシア州とオンタリオ州がその例である。

#### (a) 未婚婦人

101. 本報告書に含まれる国の中では9カ国を除くすべての国において、未婚の成年婦人は独身男子と同等の死因贈与を行ないあるいは受ける能力を有し、この9カ国では、何人からの、または何人への死因贈与についても法律の規定がない。その9カ国は、イラク、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、オランダ領アンチル列島、タイ（遺言が死因贈与と考えられている）、およびソヴィエト連邦である。デンマークでは、男女ともに、遺言能力を得る年齢は18才であるが、死因贈与のための成人年齢は21才である。ポルトガルにおける死因贈与は、遺言と同じ規則によつて行われる。贈与者は契約能力を持たねばならない。

102. ホンデュラス、ホンコンおよびサラワクを除き、本報告中のすべての国および地域において、未婚婦人は独身男子と同等の遺言相続（遺贈）を受諾あるいは拒否する能力、遺言相続（遺贈）の權利を主張して訴訟を提起する能力、および、遺言執行者、遺産管理人もしくは受託者となる能力を有する。ホンデュラスでは、独身婦人は遺言執行者、遺産管理人もしくは受託者に指定されることはできない。他の国々にある制限は、既・未婚にかかわらず、すべての婦人に適用する。

#### （追加）

追加報告に含まれるすべての国と地域において、未婚婦人は独身男子と同じ能力をもつて、死因贈与を受諾し、遺言相続を承認または拒否し、遺言相続の權利を主張して訴訟を提起し、また遺言執行者、遺産管理人または受託者となることができる。

#### (b) 妻

103. 次の諸国においては、婦人の死因贈与受諾の能力、遺言相続（遺贈）を受諾もしくは拒否する能力、遺言相続（遺贈）の權利を主張して訴訟を提起する能力、および遺言執行者、遺産管理人もしくは受託者となる能力は、結婚しても変わらない。——アーデン、アフガニスタン、オーストラリア（ヴィクトリア州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州）、バミューダ、英領ホンデュラス、白ロシア、セイロン、チリ、中国、コスタ・リカ、サイプラス、ドミニカ、ドミニカ共和国、エル・サルヴァドル、西ドイツ、ジブラルタル、ギルバート・エリス諸島、グレナダ、ホンコン、ハンガリー、インド、イラン、イラク、イスラエル、メキシコ、モントセラット、ニュー・ジーランド、ノールウエー、パキスタン、セイシェル群島、シエラ・レオネ、シンガポール、ソマリア、セント・ヴィンセント、スウェーデン、トンガ、トリニダット・トベゴ、トルコ、ウクライナ、ソヴィエト連邦、イギリス（ガーンジー島）、ジブラルタル。

104. ギルバート・エリス諸島では、遺言相続についての權利と義務に關し、一般に男女の間に差別をもうけていない。權利の申立は土地法の中に成文化された慣習法に従つて群島土地裁判

所が決定する。もし、慣習が遺言の約するところと相いれない場合は、慣習に従うこととなる。この場合は、遺産は遺言のないものとして管理され、分割される。

105. いくつかの国や地域では、未婚婦人と妻のいずれに対してもある種の制限を加えている。すなわち、オーストリアの民法は、後見人もしくは「保佐人 (curator)」となる婦人の能力に多少の制限を加えているが、オーストリア政府は回答の中で、この規定が今もなお有効か否か疑わしいとのべている。サラワタ (前記第82項参照) では、死者に男子親族が寡婦がいない場合に過ぎり、女子親族が遺産管理人に指名されうる。また、ポルトガルでは遺言執行者として、兄弟は姉妹に優先する。ホンコンで行なわれている中国慣習法では、財産は慣習上の規則に従って譲渡され、遺言は一種の遺訓にすぎない。遺言執行者や遺産管理人、受託者という役職はない。婦人が財産の所有権や管理権をもつのは、男子血族が途絶えた場合に限る。

106. 遺言による贈与が、数人の者またはある範囲のもの全体に対して行なわれる場合、若干の国や地域の法律では、受遺者は遺言者からの生前贈与を算入しなければならない。そのような例は、ブラジル、英領ギアナ、マルタおよびジャージー島にみられる。一般に、男子と女子の受遺者の間に差別はないが、マルタでは、娘は持参金を算入しなければならない。

107. パキスタンのヒンズー法を行なう人々の間では、婦人は財産を相続することはできるが、その財産に対して完全な所有権を有しない場合がある。すなわち、遺言によつて譲渡される権利が絶対的であるか制限的であるかを、遺言の中で指示することができる。財産が夫から妻へもしくは父親から娘へ譲渡される場合は、絶対財産として譲渡する旨の明示がなければ、その遺贈は絶対的贈与ではないものと推定される。それに反して、男子は常に完全な権利をもって相続し、遺言に明示がなくとも、このような推定は行なわれない。

108. 婚姻によつて婦人が能力を取得する場合もある。すなわち、日本、オランダ、オランダ領アンチル列島では、未成年者は婚姻によつて成人となり、それによつて法律行為能力を得る。ホンデュラスでは、独身婦人は遺言執行者、遺産管理人もしくは受託者となることはできないが、婚姻によつてこの能力を取得する。イタリアでは、未成年者は男女とも婚姻によつて親権から解放される。しかし、妻が未成年の場合は、夫か夫の後見人が妻の後見人となる。

109. 若干の国と地域の法律は死因贈与に関して夫婦双方の権利を制限している。すなわち、ジャージー島では、夫婦ともに死因贈与を行なう能力を制限されている。デンマークでは、贈与の目的たる財産は、夫または妻の別有財産でなければならない。ペルーでは、死亡の際に法定相続人に与える法定相続分を遺留する必要から死因贈与が制限されている。

110. モーリシアス、サン・マリノおよび南アフリカでは、妻の権利のみが制限されている。モーリシアスでは妻の地位法 (1949年第50号) の適用をうける場合の他は、妻は死因贈与を行なうため、あるいは受けるためには、夫もしくは裁判所の承認を必要とする。サン・マリノでは、遺贈された財産を贈与しようと思うときは、裁判所の承認が必要である。南アフリカでは婦人が死因贈与を行なう能力は婚姻によつて影響されることはないが、妻が死因贈与を受けるには夫の助力を必要とする。ポルトガルでは、条件づき遺贈もしくは負担付遺贈にかぎり、贈与の

受授に妻は夫の同意を必要とする。

111. ある国々や地域では、遺言相続に関する種々の法律行為について、これらの行為を行なうことを制限することにより、もしくは住所を規制して行為の自由を阻害することによつて、妻の能力に制限を加えている (前記第1章第85項参照)。オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、妻は、遺産分割請求の訴訟提起にさいし、無能力者の代理人となることができない。タンガニカでは、妻は遺言検認の許可を受ける前に夫の同意を要する。タイでは、訴訟を提起するには夫の同意を必要とする。また、モーリシアスでは、妻は妻の地位法 (1949年第50号) の適用をうける場合の他は、訴訟手続を起すためには夫または裁判所の承認を得なければならない。

112. ブラジル、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ領アンチル列島およびポルトガルの法律によれば、婦人は、遺言相続の承認または放棄および訴訟の提起に先立ち、あるいは遺言執行者、遺産管理人、受託者となるに先立つて夫の同意と助力を得なければならない。ブラジルでは、夫は遺贈の放棄についてのみ妻の同意を必要とする。ポルトガルでは、夫婦財産制が別産制の場合にも、妻が遺言執行者となるにはやはり夫の同意を必要とするが、夫が拒否したときには裁判所の承認を求めることができる。しかし、特定の 경우에、妻は夫婦共同財産の管理人となることができる。

113. スイスでは、合同財産制によつて婚姻した婦人は夫の同意なしに相続を放棄することはできないが、共産制による婚姻の場合は、夫も遺贈を拒否するには妻の同意を得なければならない。南アフリカおよびスワージーランドに適用されるローマ・オランダ法では、共産制によつて婚姻し、かつ夫権のもとにある婦人は、あらゆる相続行為をするにあつて夫の助力を得ることを要求される。

(追加)

追加報告の中では、ケニヤ、カナダのケベック州およびアメリカ合衆国の若干の州を除くすべての国と地域において、婚姻は婦人の死因贈与と受授の能力、遺言相続を承認または拒否する能力、遺言相続に権利を主張して訴訟を提起する能力、および遺言執行者、遺産管理人または受託者となる能力に影響を及ぼさない。カナダのケベック州では、婦人が死因贈与を受授するについてはあらかじめ夫の承認を要する。ケニヤでは、インド相続法の同題適用による相続の場合は、夫の住所地の法律が妻の死因贈与を行なう能力および他の法律行為能力を規制するが、婚姻そのものは妻が遺言相続を承認または拒否するについても、遺言相続に権利を主張して訴訟を提起するについても、また遺言執行者、遺産管理人または受託者となるについても、その能力に影響を及ぼすことはない。アメリカ合衆国政府の報告は死因贈与及び遺言相続に関する婦人の能力について次のように述べている。

「一般に死因贈与はこれが十分に立証され且つ贈与者の債権者の権利が侵されない限り有効である。贈与者の配偶者から法定相続分を奪う意図をもつてなされる死因贈与は有効とならない。但し同じ意図によつて行なわれる生前贈与は有効である。」

遺言による贈与を拒否または受諾する受遺者の能力は、通常婚姻によつて影響されることはない。遺言相続に権利を主張して訴訟を提起する婦人の能力は、一般に婚姻によつて影響されることはない。しかし若干の州は、妻が原告または被告となる訴訟事件に夫が共同訴訟人として関与することを要求する。遺言執行者または遺産の受託者に指定される婦人の権利に対する婚姻の効果については、大多数の州では、妻は遺言執行者、受託者等の信託的関係の職務を行なう完全な能力を有する。夫の承諾に関するコモン・ロー上の要件は制定法によつて一般に除かれている。若干の州では男子を優先する。いくつかの州では、婦人が遺言執行者または受託者に指定されたのち婚姻した場合は、この婚姻は婦人の権利に不利な効果を生じる。<sup>114</sup>

#### 第4節 遺言による財産処分の自由——制限と救済

114. 多くの国は遺言による財産処分の権限を全財産の1部のみに限定するか、もしくは配偶者または、より多くの場合、一定の最近親者のための遺贈を義務づける制度をとっている。遺言による処分の自由の法的制限がない場合、若干の法律は、相続からまったく除外されているか、遺言者から不当な相続分を受けた配偶者もしくは最近親者に対して一定の救済を設けている。しかし、制限もしくは救済の手段によつて配偶者と最近親者を保護する法律規定のない例も若干ある。

115. 本報告書に含まれる国々および地域は、そのさまざまな法律制度が前項に概略をのべた3つの立場のどれをとるかによつて、3つのグループに分けることができる。第1グループの国と地域は、全財産を処分する権限が制限されている国々である。第2グループは、遺言による財産処分の完全な自由があるが、配偶者と最近親者に対しては一定の救済をもうけることによつて法律が保護を与える国々である。第3グループは、いかなる種類の制限もない、すなわち、遺言者は全財産を自由に処分することができ、配偶者と最近親者に対して何らの救済ももうけられていない国々である。

##### グループ1 財産の1部について遺言処分に制限のある国と地域

116. 回教法では、あらゆる種類の財産を遺言で処分することができ、また、既婚・未婚を問わず、男女ともに完全な所有権をもつて相続することができる。しかし、遺言は相続法に違反することができない。すなわち、遺言は法定相続人でない者のためにのみ有効であり、かつ遺言者の全財産の3分の1の範囲内でのみ有効である。遺言者の子供は法定相続人であるので、通常子供のために遺言をすることはできない。しかし、使用権はあるが、所有・譲渡および分配の権利をとらなない特別の贈与を、子供とその直系卑属のためにすることはできる。この贈与の内容によつて、子供たちそれぞれの得る権利に差異がつくことはさしつかえないが、食物、衣服および住居のような生活必需品に関しては、子供たちの間に差別をつけることは許されない。年齢は関係しない。すなわち、未成年者の権利は法定後見人によつて保護され、成年者の権利と同じである。

117. 1人の相続人への遺贈は、他の相続人の同意がなければ有効とならない。また、遺贈が財産の3分の1を超える場合にも相続人の同意が必要であり、同意がなければ受遺者は超過分を受けとることができない。遺言者に相続人がない場合には、相続人が取得すべき3分の2の相続分は、(イラクのように)国家に、または(アーデンのように)回教徒団体に帰属する。男女の受遺者の間に差別がつけられるか否かは、遺言条項次第でさまざまであるが、あとの3分の2の財産に対して権利をもつ相続人中の女子は、同じ順位の男子相続人の得る相続分の2分の1を取得するのが通例である。アーデン、アフガニスタン、ブルネイ、イラン、イラク、インド、パキスタン、ソマリア、シエラ・レオネおよびザンチバルで行なわれている回教法は、死者の生存配偶者と

家族を保護する措置を講じている。

118. 本報告書で調査した国々の中、オーストリア、ブラジル、カメルーン、チリ、デンマーク、ドミニカ、西ドイツ、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、メキシコ、オランダ、ペルー、セイシェル群島、スウェーデン、スイスおよびタイは、共有財産の2分の1の所有権を各配偶者に与えることによって、生存配偶者の遺利を事実上保護している。ポルトガルでは、夫婦とも共有財産を遺言で処分することはできない。

119. 若干の国々と地域では、遺言者が自己の財産を遺言で処分する自由が制限されているが、これは必ずしも生存配偶者のためとは限らない。たとえば、ブラジルでは、財産の2分の1は相続人となりうる (successively) 卑属もしくは尊属に譲渡されねばならない。また、オーストリア、ルクセンブルグ、マルタ、モーリシアス、ポルトガルおよびセイシェル群島では、直系卑属と直系尊属のためには遺留分が義務づけられている配偶者のためのこの義務が一方、チリ、デンマーク、ドミニカ、イタリア、メキシコ、ペルーおよびスイスでは、配偶者と最近親者のための遺留分の規定がある。すなわち、チリの民法が要求する「義務的割当分」には、配偶者のための4分の1と、直系卑属のための4分の1の相続分が含まれる。デンマークはおよびノルウェーでは、生存配偶者と子は、遺産の3分の2を共同相続し、その4分の1が配偶者、残りの4分の3が子のもとなる。スイスの民法には、配偶者・子・両親および傍系親族に対する遺留分の規定がある。州は傍系親族の遺留分を削除してもよいし、あるいはこれを傍系親族の子にまで拡張することもできる。

120. ペルーでは、遺言者の財産の3分の2が配偶者と最近親者のための遺留分となっている。配偶者と子は均等に配分を受ける。ただし、配偶者は共有財産中の持分を算入しなければならない。メキシコでは、遺言者は次の者への遺贈を要求される。すなわち、21才以下の男子直系卑属で労働不能のもの、未亡の娘（ただし、貞節にいらしていることを条件として）、労働不能の夫、妻（ただし、寡婦として貞節にいらしていることを条件として）、直系尊属、特定の状況にある妾、および無能力者たる18才以下の兄弟姉妹である。妊娠中の寡婦は、たとえ財産があつても、扶養料を受ける権利がある。遺言がこれらの権利に対する配慮を怠つていれば、その限りにおいてその遺言は無効である。

121. オランダの民法の規定では、再婚をした者の配偶者は死者の前婚の子1人分の相続分しか受けることができず、しかもそれは遺産の4分の1を超えることはできない。義通の關係にある者は、どちらからも遺言によつて相続することはできない。（ポルトガルの民法にも同様の規定がある。）このほか、後見人は被後見人から、教師は生徒から相続することができない。また、遺言者の生前最後の病氣中に診察した内科医もしくは外科医、および遺言作成時の公証人と証人も同様である。（この最後にのべた制限はコスタ・リカにもある。）オランダの法律では、遺言者に嫡出子があるときは、婚姻外の子に対しては遺言のない場合の相続分しか残すことができない。（前記第37項参照）スウェーデンでは、子供たちは両親が遺言で財産を処分しなかつたときの相続分 (laglott) の2分の1をうける権利がある。子供たちから請求のあつた場合は、子供に不利な遺言処分は無効とされる。「子供たち」とは、死んだ親の生前に生まれ

しくは懐胎した子供とその子供を含めたものである。西ドイツでは、遺産相続から除外された直系卑属、両親もしくは配偶者は、相続人から義務分を請求することができる。これは法定相続分の2分の1である。遺言者は養地については単独の相続人を指定することができるが、もし直系卑属のすべてを相続から除外したいと思うときは、裁判所の同意を必要とする。オーストリアの民法によれば、子は法定相続によつて得られる相続分の2分の1を、直系尊属は3分の1を受ける権利がある。

122. 以上のほか、本調査に含まれる多数の国々や地域の法律は、配偶者と最近親者のための義務分すなわち遺留分を規定している。すなわち、中国、コスタ・リカ、サイプラス、ホンデュラス、ハンガリー、日本、サン・マリノ、トルコ、ウクライナ、ソヴィエト連邦およびイギリス（スコットランド、ジャージー島、ガーンジー島）は、いずれも特定の規定を設けている。サイプラスでは、遺産の2分の1が配偶者に遺留され、また、ホンデュラスでは、その遺留分は4分の1である。サン・マリノでは、直系卑属は、4人以下であれば3分の1、5人以上であれば2分の1の配分を受ける権利を有する。配偶者のための遺留分はないが、配偶者は、使用権の宣言を受けることができ、相続人はこれを守らねばならない。コスタ・リカでは、遺言者は未成年の子および不具の子、生存配偶者および両親に扶養料を残さなければならない。ウクライナおよびソヴィエト連邦では、遺言者は未成年の子、配偶者もしくは労働不能のその他の相続人の法定相続分を侵害することはできない。ジャージー島およびガーンジー島では、配偶者と子が残存するときは、遺留分は遺産の3分の2である。ジャージー島では、生存配偶者としての夫と妻の間に差別がある。すなわち、妻は遺留分を子供と分けるが、夫が生存配偶者の場合は子供が遺留分全部を受ける。

123. スコットランドでは、子は「遺族相続分 (legitim)」を受ける権利があり、それは遺産の2分の1、あるいは配偶者が生存するときは3分の1である。「不動産遺産」を相続する子は、それを全財産に合流させないかぎり「遺族相続分」にあずかることはできない。孫は、「遺族相続分」を受ける権利がない。生存配偶者は、遺言のない場合と同じ財産を受ける権利がある。すなわち、不動産については「寡婦産 (terce)」もしくは「寡夫産 (courtesy)」、また遺産については「寡婦産 (ius relictæ)」もしくは「寡夫産 (ius relictî)」がある（前記第18項および第65項参照）。ハンガリーでは、直系卑属・配偶者および両親は、「義務的受益者」であり、遺言中にこの者たちに対する遺贈の配慮がまったくない場合は、相続権喪失の正当な理由（たとえば犯罪行為）がないかぎり、義務分の権利を主張して訴訟を提起することができる。イタリアでは、遺言の中に受遺分のない最近親者は、「遺贈」の減殺を請求することができる。

124. 若干の法制は離婚した者の遺言処分の自由を制限を加えている。すなわち、ドミニカ共和国では、遺言者が婚姻中から離婚後であるかにかかわらず、その婚姻によつて生まれた子供の利益を守るために遺留分がもうけられている。オーストラリアの南オーストラリア州と西オーストラリア州では、離婚した男子がその死亡時にもとの妻に対して扶養料を与えていれば、遺言の中にその妻への遺贈分を指定しなければならない。



125. パキスタンのヒンズー法によれば、妻は両親・夫および親族から贈与によつて得た専有財産すなわち ストリダナ 財産は遺言で処分することができるが、他人からの贈与によつて得た ストリダナ 財産は、夫の同意なしに処分することはできない。一方夫については、ダヤバーガ 法では夫は自分の財産を遺言で処分することができ、また、ミタカハラ 法では、夫は妻の扶養の権利を侵さなければ自分の財産を処分することができる。

126. 若干の例では、財産の額とは別に、遺言で処分しうる財産の性質に制限がある。すなわち、イスラエル では、ミリ 領地（もとの國有地）は生存中自由に処分することができるが、遺言で処分することはできない。所有者の死亡に伴ない、それは法定相続人の所有に移る。トンガ では、土地は遺言で処分することができない。イタリア では、慣習上の権利や住居権、受給者に固有の一定の財産権（*intuitu personae*）は遺言で処分することができない。これらすべての制限は男女ともに等しく適用される。

#### (追加)

アメリカ合衆国 政府の報告は次のようにのべている。

「ほとんどすべての州は、遺言者が生存配偶者を相続から除外することを禁じている。また、遺言による生存配偶者への遺贈分が法定相続分を下回る場合は、多くの州では、権利を侵された配偶者は、遺言の定める財産をとつてもよく、また遺言がなかつたものとして法定相続分をとる方を選んでもよいこととなつてゐる。少くとも10州では、この選択の権利は妻だけに限られる。」

「若干の州では、死者に生存配偶者との間の子でない子、またはその他の直系卑属があるときは、夫婦の一方が生存配偶者に与えうる財産の額にさらに制限が加えられる。」

「ほとんどすべての州は、遺言者が子や最近親者を相続から除外する権利に、法的制限を設けていない。法定相続人が遺言に反して相続する権利を与えられている少数の州では、この権利に対する制限は親等によるもので性別による制限ではない。」

「ほとんどすべての州は、慈善を目的とする遺贈についてその額および性質を制限している。これらの制限は一般に性別または婚姻上の地位とは関係なく適用されるが、若干の州では、生存配偶者、子、その他の近親者を保護する目的で制限が設けられており、遺言者が慈善を目的とする遺贈に関する制定法に違反したときは、これらの親族だけが異議を申立てることができることとなつてゐる。また遺言者（男女とも）が不法な目的もしくは公益に反する目的のために遺言処分することを禁じる一般的な制限もある。少数の州では、妻や非嫡出子に対する遺贈に法的制限を設けている。」

いくつかの法制のもとでは、共有財産の半分を各配偶者のものとする夫婦財産制によつて生存配偶者の権利が守られている。このような制度をもつ例は、カナダのケベック州 と アメリカ合衆国の共産制 をとる8州にみられる。これらの州における遺言相続について アメリカ合衆国 政府の報告は次のようにのべている。

「共産制をとる8州では、婚姻中のものは共有財産たる一定財産の半分に対して生存配偶者が

有する完全な権利を、遺言によつておこなふことはできない。しかしこれらの州の大多数では、死者に属する半分の権利は遺言によつて処分することができる。もし遺言によつて処分されなければ、死者に属する半分の権利は制定法の規定にしたがつて、生存配偶者もしくは死者の相続人に帰属する。」

遺言によつて譲渡される財産の額とは別に、財産の性質に関して制限が設けられている例もある。アメリカ合衆国 では、生存者権付の共有財産、保険証券および合衆国貯蓄債券は遺贈することができない。また大多数の州では、夫は家産と一定の家財道具および扶養料については遺言処分をすることができない。

カナダのサスカチュワン州 と ノヴァスコシア州 では、遺言による処分の自由が制限されている。この2州では、遺言者の法定被扶養者（すなわち子と配偶者）は遺産から扶養の権利を与えられる。同様 フィジー では相続（家族扶養）法にもとづき、裁判所は扶養家族の生活維持のために、裁判所が適当とみとめる扶養料の譲渡を命令することができる（扶養家族は配偶者、子および両親である）。フィジー ではそのほか妻に対しては特別の制限がある。すなわち、男子（未婚者を問わず）および独身婦人はどんな種類の財産でも処分できるが妻が処分しうるのは自分自身の取得財産のみである。ケニア の回教法を行なう住民の間では、遺言者（男女とも）は遺産の3分の1のみを処分しうる。

ケニア のヒンズー法では、夫は妻や「その他の者」の扶養の権利を侵害することはできない。またヒンズー法のある派では、夫婦の間に息子があるときは、夫の譲渡の権限はさらに制限される。家族に共同財産があるとき、ヒンズー教徒の男子は家族財産中の自己の持ち分を処分しうる場合もある。一方、ヒンズー教徒である婦人が遺言によつて譲渡しうるのは自分自身の取得財産のみである。さらに寡婦は、宗教的ないしは慈善的目的か「その他法律上の必要性にもとづく目的」のため以外には、夫から相続した財産を譲渡することはできない。妻は夫の遺産上に生涯権または扶養権を得、夫はこの権利を侵害するような遺産処分を行なうことはできない。「女子は相続財産上に生涯収益権をうる（遺言中にこれと異なる意思表示がない限り）ものと推定され、男子は絶対的権利をうるものと推定される。」したがつてヒンズー教徒の婦人が相続によつて取得した財産は婦人の死亡にさいしもその所有者の相続人に戻されるのが一般である。一方、男子相続人には上記の制限があるが、絶対的権利をもつて相続するのであるから、相続財産の処分についても絶対的権利を有する。

#### グループ2 遺言による処分の自由があるが、配偶者と最近親者に救済のある国と地域

127. 多数の国や地域では、遺言者が遺言によつて全遺産を誰にでも処分しうる自由は何らの制限も加えていないが、最近親者への遺贈がまったくないか、あるいは妥当でない場合は、裁判所への申立てその他の手続によつて、一定の救済が得られることとなつてゐる。次の諸国と地域がこれに該当する。—— オーストラリア全州、英領ホンデュラス、ソロモン島、英国保護領、エル・サルヴァドル、フォークランド島、ジブラルタル、ギルバート・エリス諸島、インド（回教法

を行なう者(除く)、イスラエル、ニュー・ジーランド、北ボルネオ、パキスタン(ヒンズー法を行なう者)、シンガポール、南アフリカ、セント・ヴィンセント、トリニダード・トバゴ、イギリス(英本国、ウェールズ、北方諸島、マン島)。

128. この点に関して、オーストラリア諸州の法律は、全州とも同じ型によっている。すなわち、死者の配偶者(妻か夫かを問わない)とその子は、遺贈分指定の命令を裁判所に申請することができる。クイーンズランド州では、「子」は婚姻外の子を含む。ニュー・ジーランドでは、ある場合には孫も申立てをすることができる。英本国とウェールズ、北アイルランドおよび英領ホンデュラスでは、妻・夫・未婚の娘もしくは未成年の息子が申立てをすることができ、マン島では、扶養家族が申立てをすることができる。ジブラルタルとトリニダード・トバゴでは、裁判所の命令を求める申立てを、配偶者(夫か妻)、未婚もしくは無能力の娘および未成年もしくは無能力の息子が行なうことができる。遺産の収入の3分の2以上が生存配偶者に譲渡され、しかもその他の扶養家族が生存配偶者の子供だけであるときは、申立てをすることができない。セント・ヴィンセントでは、配偶者(夫か妻)と最近親者は、最高裁判所に遺言無効の申立てをすることができる。

129. 南アフリカの法律には、相続から除外された配偶者のための救済はないが、自活できない男女の子供と両親は、死者の財産の中から妥当な額を扶養料として請求することができる。シンガポールでは、ウィルス法令(第35章)が回教徒に適用され、裁判所は回教徒は全財産を処分する遺言をすることができるという立場をとってきた。しかし、ムスリム法令(1957年第25号)では、裁判所は財産の相続分もしくは残余分にあずかる権利のある者の申立てにより、回教法に従ってその者に妥当な遺贈を与えるよう遺言を改修する権限を与えられている。訴訟は民事裁判所で審理される。イスラエルの法律は遺言の自由は何らの制限も加えていないが、関係者一同がユダヤ法の適用に同意すれば、遺産はラビ裁判所で処理される。遺言によつて妻または娘が相続から除外されたときは、ユダヤ法は妻には結婚分与を、娘には被扶養権を遺留する。ゼルバート・エリス諸島では、土地裁判所が遺産分割の管理にさいして遺言にしたがったか否かにかかわらず、分割に關する申立ては土地裁判所が受理する(前記23項、104項参照)。

130. 若干の国々では、死者の遺言の中で受遺者となっていない一定の者は、遺産相続人から扶養料を請求することができる。すなわち、エル・サルヴァドルでは、生存配偶者と子供は、相続人から相続財産の3分の1を超えない扶養料を請求することができる。インドのヒンズー法では、遺産を相続する者は、死者の扶養家族を扶養する義務を負う。パキスタンでは、ダイヤバーガ法によると、夫は全財産を遺言で処分することができるが、ミタカハラ法に上れば、夫は妻の被扶養権を冒すことがなければ財産を処分することができる。

(追加)

カナダのブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、オンタリオの3州がこのグループに属する。すなわち、遺言処分については全く制限がないが、配偶者または最近親者は当局に申立てをして遺言条項の変更を求めることができる。

グループ3. 遺言による処分の自由があり、配偶者と最近親者に救済のない国と地域

131. このグループにはいる国と地域では、遺言者は遺言による処分の完全な自由を有し、配偶者と最近親者が相続から除外されたり、与えられた相続分を不当と考える場合にも、その者のための救済はない。次の諸国がこのグループに含まれる。——バーミューダ、英領ギアナ、セイロン(普通法を行なう住民)、ドミニカ、グレナダ、ホンコン、インド(ヒンズー教徒と回教徒を除くキリスト教徒、バルシー教徒その他の住民)、ジャマイカ、モントセラット、ナイジェリア、パキスタン(キリスト教徒およびバルシー教徒)、サラワク、シエラ・レオネ(普通法を行なう住民)、シンガポール、スワージーランド(ローマ・オランダ法を行なう住民)、タンガニカ(1865年のインド相続法を行なう住民)およびトンガである。しかし、バーミューダ(前記第65項参照)、セイロン(前記第70項参照)、モントセラット(前記第66項参照)、シンガポール(前記第65項参照)およびタンガニカ(前記第65項参照)では、一定の寡婦産権および寡夫産権が生存配偶者にある。

(追加)

カナダのプリンス・エドワード・アイランド州、ケニヤ(インド相続法の同国適用による相続の場合)およびアメリカ合衆国のいくつかの州では、配偶者と最近親者が有効な遺言の条項によつて相続から除外されたときは、救済を求めることができない。

## 第5節 課 税

132. すべての国および地域において、遺言相続に対する課税の制度は、無遺言相続の場合と同じである。

(追加)

同上

## 各国の相続法

### 国連報告書

昭和38年10月

発行者 労働省婦人少年局

印刷者 東京都新宿区余丁町35番地

三 浦 商 会

TEL (351) 6456 番